

# 受験申請の手引き

## 【令和6年神奈川県独自地域限定保育士試験】

※この手引きは、神奈川県独自の地域限定保育士試験専用です。全国試験（前期試験・後期試験）とは異なりますので、ご注意ください。

受験申請書  
受付期間

令和6年4月5日(金)～5月7日(火)

**5月7日(火)消印まで有効(簡易書留に限る)**

※期限を過ぎてからの受験申請は、いかなる場合であっても一切受け付けません。

※受験申請には、

- 試験手数料の支払い     受験申請書及びその他必要書類の郵送  
が必要です。不備により受験できない事例も多いため、本冊子をよくご確認  
のうえでお申し込みください。

試験日

筆記試験 : 令和6年8月10日(土)・11日(日)

実技講習会: 令和6年10月～11月のうち5日間程度

※ 自然災害や感染症拡大等の状況により試験が中止となった場合、再試験は行いません。  
(中止する場合、神奈川県次世代育成課ホームページにて掲載します。)

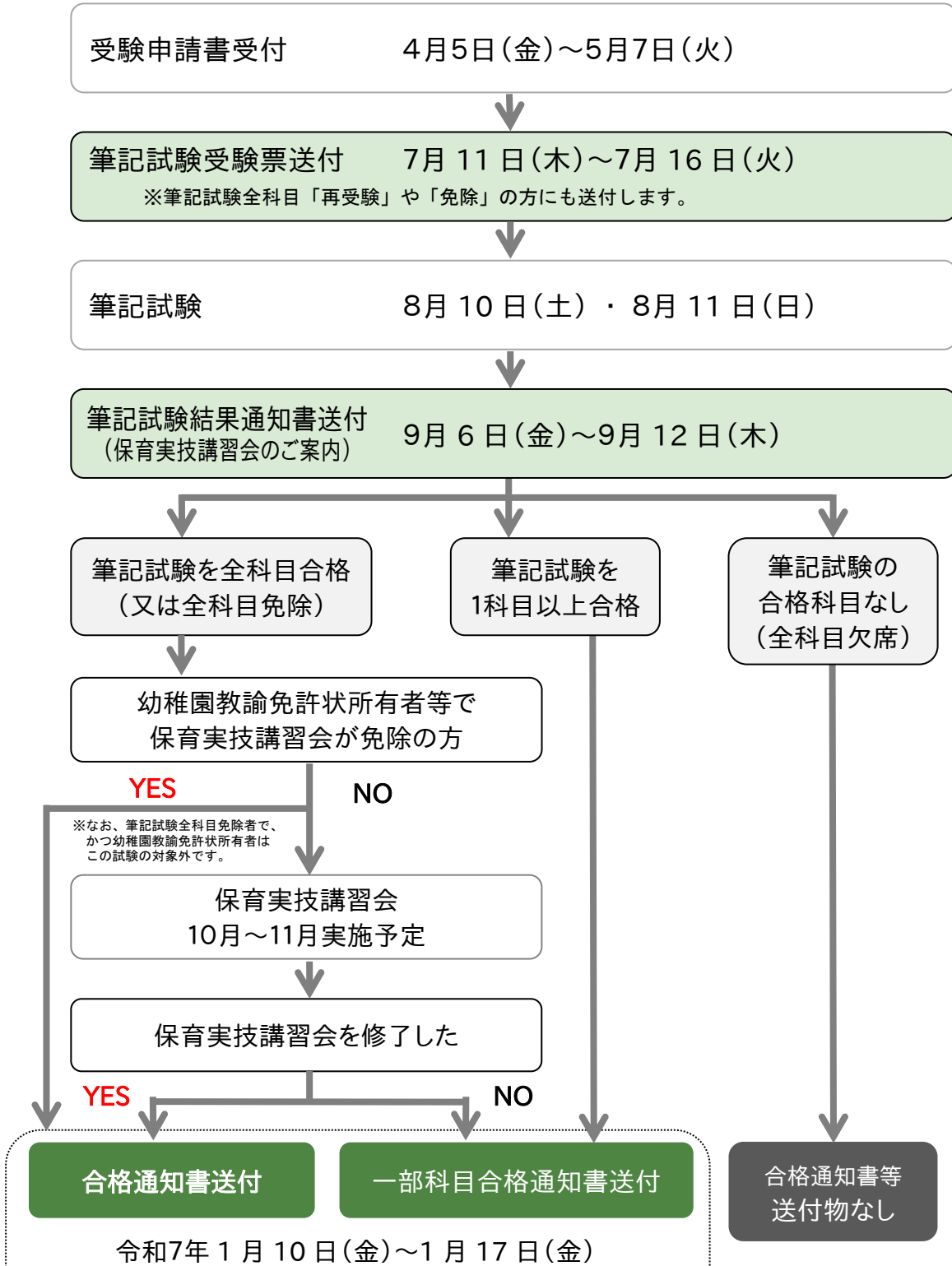
○本冊子・同封の書類は、試験日以降も大切に保管してください。

○本冊子の記載内容は変更になる場合があります。必ず神奈川県次世代育成課のホームページを適宜閲覧し、内容をご確認ください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/sy8/hoiku/shiken/r6.html>



# 令和6年神奈川県独自地域限定保育士試験スケジュール



**見込み受験**された方には「仮通知書」を送付します。

仮通知書（仮合格通知書・仮一部科目合格通知書）に記載の見込受験解消書類を提出後、正式な通知書を送付します。

- 見込み受験とは…**
- (1) 卒業見込みで受験申請した方
  - (2) 大学在学2年未満又は62単位以上修得見込みで受験申請した方

※各受験票・試験結果通知書等の詳細は P27 をご覧ください。

※合格通知書が届いた方は、P28 「7 保育士の登録について」をご確認ください。

# 令和6年神奈川県独自地域限定保育士試験の概要

## ○地域限定保育士試験で得られる資格

この試験に合格した者は、地域限定保育士として登録後、**3年間は神奈川県内のみ**で保育士として働くことができる資格が付与されます。

地域限定保育士として登録を行ってから3年を経過すれば、全国で保育士として働くことができます。（神奈川県内で一度も働かなくても、登録後3年を経過<sup>(※)</sup>すれば、全国で働くことができる保育士となります。）

※ 合格通知書が届き、登録が完了するまでの期間は3年間に含まれません。

**注意** 地域限定保育士試験の保育実技講習会まで修了し、合格された方（幼稚園教諭免許状所有者は筆記試験全科目合格後）で**来年以降に全国保育士試験の受験を希望される方**

来年以降の保育士試験の受験は可能ですが、過去の筆記試験で合格した科目の免除は全て無効となり、**初受験扱いとなります**。なお、幼稚園教諭免許所有者の免除<sup>(※)</sup>は合格後も適用可能です。

※「保育の心理学」・「教育原理」・「実技試験」・「指定保育士養成施設での科目履修等」・「特例制度」等

## ○保育実技講習会について

神奈川県独自地域限定保育士試験では、筆記試験の全科目を合格した者に対し、実技試験に代わって**保育実技講習会を実施します**。講習会では、音楽・造形・言語の各分野の表現技術について、講義や演習を通して学んでいただくとともに、保育所での見学実習も行っていただきます。保育実技講習会の詳細はP25～26をご覧ください。

## ○全国試験（前期・後期）との合格科目の引継ぎについて

全国試験との間で合格科目の引継ぎを行います。

※受験申請時に管理ID等の必要な項目を申請しなければ、合格科目の引継ぎを行えない場合がありますのでご注意ください。

## ○受験資格について

全国試験と同様です。神奈川県外在住者も受験可能です。

## ○幼稚園教諭免許状を所有し筆記試験全科目免除となる者について

幼稚園教諭免許状所有者で筆記試験の全科目が免除になる方については、神奈川県独自地域限定保育士試験の**受験対象外**です。該当の方で受験を希望される方は、一般社団法人全国保育士養成協議会が実施する全国試験にお申込みください。

全国保育士養成協議会 保育士試験事務センター  
電話 0120-4194-82 月～金（祝日除く） 9:30～17:30  
URL <https://www.hoyokyo.or.jp/exam/>



保育士試験

検索



# 1 申請する

## 1 申請の手続きについて

この試験の受験申請は、以下の3通りの方法があります。

- ①同封の☑ 納付書を利用して試験手数料を支払い、様式集にある☑ 受験申請書及びその他必要書類を郵送する方法
- ②e-kanagawa から☑ 試験手数料を支払い、☑ ご自身で印刷した受験申請書及びその他必要書類を郵送する方法（ただし、条件に該当する方のみ申請可能）
- ③e-kanagawa から☑ 受験申請手続き及び試験手数料を支払う、オンラインにより申請する方法（ただし、条件に該当する方のみ申請可能）

①の方法で申請する方は、引き続き本手引きをご参照ください。②、③の方法で申請する方は、県ホームページをご参照ください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/sy8/hoiku/shiken/r6.html>

書類等の不備により受験できない事例も多いため、手続き内容をよくご確認のうえでお申し込みください。



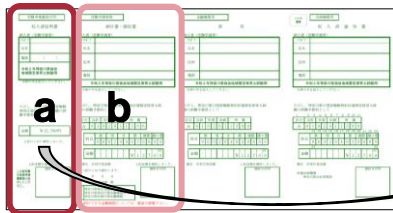
## 2 試験手数料及び支払方法（納付書を利用する場合）について

**【試験手数料】 12,700 円**

同封の納付書により、金融機関<sup>(※1)</sup>の窓口にて納付してください<sup>(※2)</sup>。

納付すると、「収入済証明書」(a)と「納付書・領収書」(b)が返されますので、「収入済証明書」(a)を受験申請書(裏面)に貼付して提出してください。

■納付書



■受験申請書（裏面）



bは提出する必要はありません。受験票が届くまでの間、大切に保管してください。

### ※1 金融機関の窓口について

神奈川県内に支店等の店舗を持つ銀行（ゆうちょ銀行・郵便局を除く）や信用金庫等の金融機関の窓口で納付してください（ATMでの納付はできません。）。

### 【（参考）神奈川県内に店舗がある金融機関（五十音順）（令和6年1月31日現在）】

- 銀行： あおぞら銀行、神奈川銀行、さらばし銀行、群馬銀行、静岡銀行、静岡中央銀行、SBI新生銀行、スルガ銀行、大光銀行、第四北越銀行、東京スター銀行、東日本銀行、北陸銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、三菱UFJ銀行、山梨中央銀行、横浜銀行、りそな銀行 **※ゆうちょ銀行・郵便局では納付できません**
- 信託銀行： みずほ信託銀行、三井住友信託銀行
- 信用金庫： かながわ信用金庫、川崎信用金庫、さがみ信用金庫、さわやか信用金庫、芝信用金庫、湘南信用金庫、城南信用金庫、西武信用金庫、世田谷信用金庫、多摩信用金庫、中栄信用金庫、中南信用金庫、平塚信用金庫、山梨信用金庫、横浜信用金庫
- 信用組合： 小田原第一信用組合、神奈川県医師信用組合、神奈川県歯科医師信用組合、信用組合横浜華銀、相愛信用組合、ハナ信用組合、横浜幸銀信用組合
- 農業協同組合： 厚木市農業協同組合、神奈川県信用農業協同組合連合会、かながわ西湘農業協同組合、県央愛川農業協同組合、神奈川つくい農業協同組合、さがみ農業協同組合、相模原市農業協同組合、湘南農業協同組合、セレサ川崎農業協同組合、秦野市農業協同組合、三浦市農業協同組合、よこすか葉山農業協同組合、横浜農業協同組合
- その他金融機関： 中央労働金庫


※2 令和6年全国試験（前期）の受験者の手数料納付延長については、P6をご覧ください。

**受験を辞退する場合や受験申請不備で受験できない場合も含め、納付後の返金はできません。**

### 3 受験申請書の提出方法及び受付期限について

① 受験申請書

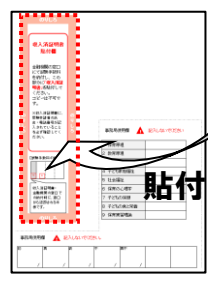
[表面]




**貼付**

受験申請書の記入方法は、「様式集」の「受験申請書の記入について」を参照してください。

[裏面]



**貼付**




証明写真を必ず貼付してください。

② 必要書類

受験資格等により異なります。下記4を参照してください。

■専用封筒



①と②をすべて専用封筒に入れ、必ず郵便局の窓口から**簡易書留**にて郵送してください。

**【受験申請書受付期限】**  
令和6年5月7日(火)  
消印まで有効

- 注意1 普通郵便（ポスト投函）等で発送し、未着などの事故が生じた場合、神奈川県では責任を負いません。なお、直接の持込みは受け付けておりません。
- 注意2 同封の専用封筒により提出してください。（1つの専用封筒で受験申請できるのは1人分です。）
- 注意3 **期限を過ぎてからの受験申請は、いかなる場合であっても一切受け付けません。**
- 注意4 提出された受験申請書等は返却できません。また、提出後の内容変更は受け付けられません。

### 4 受験申請に必要な書類について

必要書類は該当する受験資格によって異なります。詳しくは次の①～⑦に該当するページをよく読み、受験申請書と併せて**必要書類をすべて提出**してください。

同封されていない等の不備がある場合は、受験（免除）できない場合があります。

**①**

令和6年  
全国試験(前期)を  
受験された方  
→P5～6

**②**

初めて  
受験される方  
※前回の受験申請  
がH27以前含む  
→P7～8

**③** H28～R5 受験者(※合格科目なし含む) →P9～10

**④** R2・R3 合格科目延長者 →P11～14

**⑤** 幼稚園教諭免許状所有者 →P15～16

**⑥** 特例制度 →P17～20

**⑦** 社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士  
→P21～22

改姓・改名  
された方

必要書類に旧姓（旧名）が記載されている方（現姓・旧姓両方の記載がある場合も必要）は、旧姓と現姓の両方が記載されている公印のある戸籍抄本等の原本を提出してください。

※戸籍抄本等で複数ページに綴られている場合は全ページ提出してください。

- 4 -

# ① 令和6年全国試験(前期実施分\*)を受験申請された方

\*筆記試験 令和6年4月20日(土)・21日(日)

## 1 受験申請に必要な書類について

令和6年全国試験(前期)の受験票のコピーを提出してください。  
 免除内容は、令和6年全国試験(前期)の合格科目とその試験で免除された科目となります。

※前期試験受験申請の際に提出した書類(卒業証明書、幼稚園教諭免許状、一部科目合格通知書等)を改めて提出する必要はありません。ただし、前期試験に免除申請していない免除申請書類(追加の免除申請)がある場合は、「追加免除申請」欄に✓して、該当の免除書類を提出してください。

受験申請書 + 令和6年[前期]受験票コピー + 様式1 通知書紛失等届

受験票を紛失した方  
又は筆記試験免除者で  
受験票が手元に送付されない方

受験票に記載の管理IDを記入してください。

受験票を紛失した方は紛失等届を添付し、✓してください。(この場合、管理ID不要)

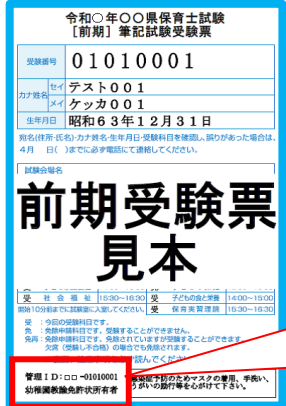
再受験を希望しない場合は、✓してください。(再受験の詳細は次ページ参照)

記入欄2	令和6年 前期 保育士試験の受験申請をされた方のみ記入してください。
管理ID	24-14010001
通知書紛失等届	<input checked="" type="checkbox"/> あり
合格した科目の再受験(受験申請の手引きP6.3参照)	<input type="checkbox"/> しない
追加免除申請(受験申請の手引きP5参照) 幼稚園教諭免許状や福祉系国家資格など前期試験で免除申請していないものを追加免除する場合にチェックが必要	<input checked="" type="checkbox"/> あり
試験手数料納付延長(受験申請の手引きP6.4参照)	希望する <input checked="" type="checkbox"/>

追加で免除申請を希望する場合は、必要書類を添付のうえ✓してください。

納付延長を希望する方は✓してください。(延長納付の詳細は次ページ「4」参照)

## 2 申請書に添付する受験票について



「受験票」の左記見本の青枠内がすべて写るよう  
 A4用紙にコピーし、提出してください。

左下にある管理IDを受験申請書に記入してください。  
 (管理IDの例) 24-14010001  
 (2桁数字+ハイフン+8桁数字)  
 ※受験番号(8桁数字)とは別のものになります。

### 3 再受験について

Q 1 再受験とはなにか。
A すでに合格している免除期間内の科目をもう一度受験することです。ただし、令和6年全国試験（前期）に合格した科目については再受験できません。（免除扱いとなります。）
Q 2 再受験するメリットはなにか。
A 合格した筆記試験科目の有効期限は、通常、合格した年を含め3年間ですが、再受験して再度合格した科目は、有効期限が <b>本年（令和6年）を含め3年間</b> となります。
Q 3 再受験を希望して、欠席した（または不合格だった）場合、どうなるのか。
A 免除申請科目を再受験して、不合格または欠席した場合でも、今回の試験は免除されます。
Q 4 再受験を希望した場合、すべての科目を受験しないといけないのか。
A 受験したい科目だけで構いません。（上記Q3-Aを参照）
Q 5 令和2年・令和3年に合格した科目も再受験できるか。
A 令和2年・令和3年合格科目免除期間延長制度の対象となる方はできます。（P11～14参照）
Q 6 前期試験で合格した科目が免除されるには、「記入欄2」の追加免除申請にチェックが必要か。
A 前期試験で合格した科目は引継ぎされるため、チェックは不要です。 （幼稚園教諭免許状や福祉系国家資格など前期試験で免除申請していなかったものを追加で免除する必要がある場合にはチェックが必要です。）

### 4 試験手数料の延長納付について

令和6年全国試験（前期）の筆記試験の受験者のうち、希望者については、試験手数料の納付時期を令和6年6月14日（金）まで延長することができます。

#### (1) 受験申請について

延長希望者は、受験申請書の記入欄2にある「試験手数料納付延長」の「希望する」にチェックを入れ、令和6年5月7日（火）（消印有効）までに受験申請書を提出してください。**注意** 納付延長希望者も、受験申請は5月7日（火）までに行ってください。期限を過ぎてからの受験申請は、いかなる場合であっても一切受け付けません。

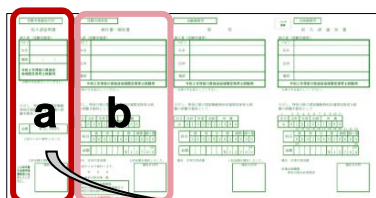
#### (2) 試験手数料納付について

全国試験（前期）の結果、受験を希望する方は、令和6年6月5日（水）～6月14日（金）までに**金融機関の窓口**で試験手数料を納付（支払方法についてはP3参照）し、**様式10**「追加提出書類」に「収入済証明書（下図のa）」を貼付して、**令和6年6月14日（金）（消印有効）**までに**簡易書留**にて郵送してください。

注意1 普通郵便（ポスト投函）等で発送し、未着などの事故が生じた場合、神奈川県では責任を負いません。

注意2 期限を過ぎてからの納付及び提出は、いかなる場合であっても一切受け付けません（返金も不可）。

■納付書



■様式10



a 「収入済証明書」を貼付

※ b は受験票が届くまでの間、お手元で大切に保管してください。

②

## 初めて受験される方

※前回の受験申請が平成 27 年以前の方も含む

### 受験申請に必要な書類について

#### ① 受験申請書

[表面]



証明写真を  
貼付してください。

下表を参照し、提出する必要書類に該当する区分 No. を記入してください。

[裏面]



裏面に  
収入済証明書を  
貼付してください  
※詳しくはP3を  
ご覧ください。

#### ② 受験資格を証明する書類 【卒業証明書等の証明書】

※幼稚園教諭免許状所有者は不要

（ 受験資格を  
証明する書類 ）  
  
**原本**  
  
受験資格によって  
異なります。

- 証明書の発行年月に指定はありません。
- 証明書の厳封は不要です。

P7～8の表にて該当する必要書類を確認し、**必ず原本**を提出してください。

※平成 28 年～令和 5 年に受験申請した場合（合格科目がなくても可）、P9～10を参照してください。

### 改姓・改名 された方

必要書類に旧姓（旧名）が記載されている方（現姓・旧姓両方の記載がある場合も必要）は、旧姓と現姓の両方が記載されている公印のある戸籍抄本等の原本を提出してください。

※戸籍抄本等で複数ページに綴られている場合は全ページ提出してください。

### 幼稚園教諭免許状所有者の免除について

→P15～16 を  
併せてご覧ください

### 社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士の資格所有者の免除について

→P21～22 を  
併せてご覧ください

区分	区分 No.	受験資格	必要書類(全て原本)※1
学校教育法による 幼稚園教諭 免許状所有者	Y-1	幼稚園教諭免許状を、大学(大学院)を卒業(修了)して取得した者	<b>幼稚園教諭免許状のコピー</b> ※卒業証明書等の提出は不要 ※左記以外の方法で取得された方は申請前に神奈川県次世代育成課に連絡してください。
	Y-2	幼稚園教諭免許状を、短期大学・専修学校等を卒業して取得した者	
大学 (学部・学科不問、 別科不可)	A-1	卒業した者	学校発行の <b>卒業証明書</b> (卒業証書等不可)
	A-2	大学院在学又は修了した者	学校発行の <b>在学(修了)証明書</b> (修了証書等不可)
	B-1	満2年以上在学かつ62単位以上修得済の者 (大学卒業が見込まれる者・中退者も含む)	同封の <b>様式5 在学期間・単位修得証明書</b> 注意: <b>様式5</b> が提出できない場合はP8※3参照
	B-2	現在在学中の者 令和7年3月までに在学2年以上かつ62単位以上修得が見込まれる者	学校発行の <b>在学証明書</b> (P8※2参照)
	なし	編入学し、現在在学中の者	神奈川県次世代育成課に連絡してください。



区分	区分 No.	受験資格	必要書類(全て原本)※1	
学校教育法による	短期大学※4 (学科不問、別科不可)	C-1	卒業した者	学校発行の <b>卒業証明書</b> (卒業証書等不可)
		C-2	現在在学中で、令和7年3月までに卒業が見込まれる者	学校発行の <b>卒業見込証明書</b> 又は <b>在学証明書</b> (下記※2参照)
		C-3	短期大学専攻科在学又は修了した者	学校発行の <b>在学(修了)証明書</b> (卒業証書等不可)
	専修(専門)学校 (学科不問) (修業年限2年以上)	D-1	専修学校の専門課程を卒業した者(詳細はP29の9(1)の⑤-(7)参照)	同封の <b>様式6 専修学校卒業(見込)証明書</b> (卒業証書等不可)
		D-2	専修学校の専門課程に現在在学中で、令和7年3月までに卒業が見込まれる者(詳細はP29の9(1)の⑤-(7)参照)	注意1: 学校発行の卒業(見込)証明書は不可 注意2: 見込み受験の方は、下記※2参照
	各種学校 (学科不問) (修業年限2年以上)	D-3	各種学校を卒業した者	同封の <b>様式7 卒業(見込)証明書</b> (卒業証書等不可) 注意1: 学校発行の卒業(見込)証明書は不可 注意2: 見込み受験の方は、下記※2参照
		D-4	各種学校に現在在学中で、令和7年3月までに卒業が見込まれる者(詳細はP29の9(1)の⑤-(7)参照)	
	専修学校高等課程 (修業年限3年以上)	D-5	平成3年3月31日以前に専修学校の高専課程を卒業した者(詳細はP29の9(1)の⑤-(7)参照)	
	高等専門学校	E-1	卒業した者	学校発行の <b>卒業証明書</b> (卒業証書等不可)
		E-2	現在在学中で、令和7年3月までに卒業が見込まれる者	学校発行の <b>卒業見込証明書</b> 又は <b>在学証明書</b> (下記※2参照)
	高等学校専攻科 (修業年限2年以上)	F-1	卒業した者	同封の <b>様式7 卒業(見込)証明書</b>
		F-2	現在在学中で、令和7年3月までに卒業が見込まれる者	
	中等教育学校 後期課程専攻科 (修業年限2年以上)	G-1	卒業した者	注意1: 学校発行の卒業(見込)証明書は不可 注意2: 見込み受験の方は、下記※2参照
		G-2	現在在学中で、令和7年3月までに卒業が見込まれる者	
	特別支援学校 専攻科 (修業年限2年以上)	H-1	卒業した者	
		H-2	現在在学中で、令和7年3月までに卒業が見込まれる者	
高等学校卒業	J-1	平成3年3月31日以前に卒業した者	学校発行の <b>卒業証明書</b> (卒業証書等不可)	
	J-2	平成8年3月31日以前に保育科を卒業した者		
高等学校卒業 +勤務経験	K-1	平成3年4月1日以降(保育科は平成8年4月1日以降)に高等学校を卒業し、児童福祉施設で2年以上2,880時間以上児童の保護に従事した者(詳細はP29の9(1)の⑦参照)	次の①、②両方を提出 ①学校発行の <b>卒業証明書</b> (卒業証書等不可) ②同封の <b>様式8 児童福祉施設勤務証明書</b>	
勤務経験	L-1	児童福祉施設で5年以上7,200時間以上児童の保護に従事した者(詳細はP29の9(1)の⑧参照)	同封の <b>様式8 児童福祉施設勤務証明書</b>	
受験資格認定(知事認定)による受験 認可外保育施設勤務 放課後等デイサービス勤務 大学校・短期大学校卒業生等	M-1	P31「受験資格認定基準」を参照	神奈川県知事発行の <b>保育士試験受験資格認定証のコピー</b> 神奈川県に認定申請をされていない方は、P30の10「 <u>受験資格認定(知事認定)による受験について</u> 」を参照し、速やかに受験資格認定申請を行ってください。	
その他		外国の大学・短期大学等を卒業(中退)した者	受験申請前に必ず神奈川県次世代育成課に連絡してください。	
		以上に該当しない方は、神奈川県次世代育成課にお問い合わせください。		

※1 コピーの記載のあるもの以外は全て原本で提出してください。証明書の発行年月日に指定(3か月以内等)はありません。また、証明書の厳封は不要です。

※2 **見込み受験について**(初受験区分「B-2」「C-2」「D-2」「D-4」「E-2」「F-2」「G-2」「H-2」の方)

令和6年度独自保育士試験を見込み受験した方は、令和6年度中(令和7年3月まで)に「卒業できなかった場合」「62単位以上修得できなかった場合」又は「在学期間が満2年に満たなかった場合」は、合格(一部科目合格)は無効になります。詳しくは、令和7年1月に送付する「**仮一部科目合格通知書**」又は「**仮合格通知書**」を確認してください。

※3 同封の**様式5「在学期間・単位修得証明書」**が提出できない場合は、学校所定の証明印のある「在学期間がわかる証明書(在学証明書)」と「62単位以上修得済を証明する書類(成績証明書等)」を提出してください。

※4 短期大学に満2年以上在学かつ62単位以上修得し中退した方は、受験申請前に必ず神奈川県次世代育成課に連絡してください。

3

## 平成 28 年～令和5年に保育士試験を受験申請された方 ※合格科目がない方も含む

令和6年  
前期試験を  
受験していない方

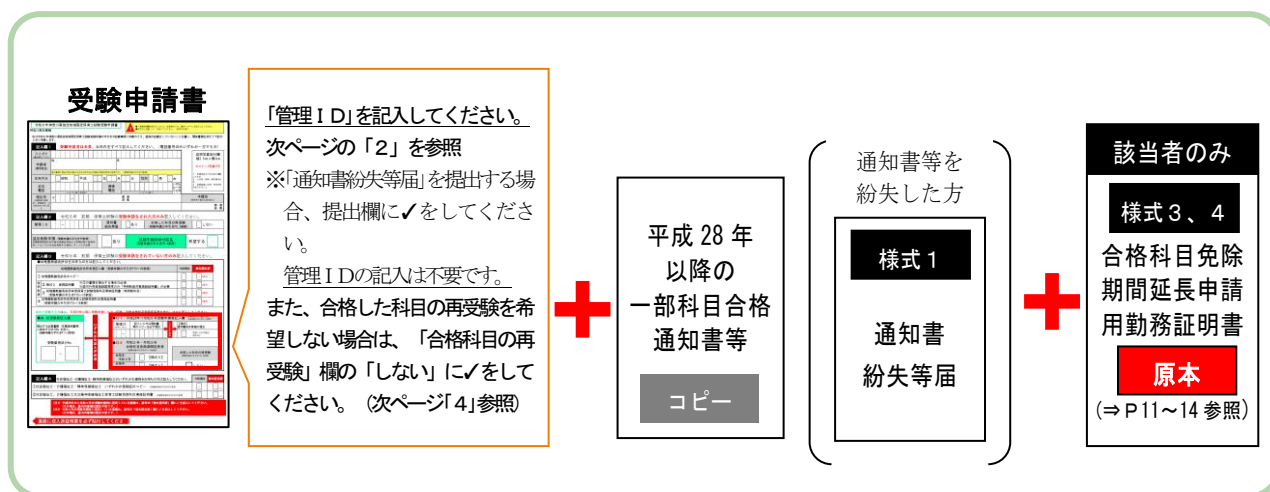
### 1 受験申請に必要な書類について

平成28年以降に受験申請したことがある方（合格科目がない方も含む）は、**いずれかの受験年の筆記試験結果通知書、実技試験受験票又は一部科目合格通知書のコピー**を提出してください（次ページ「2 各通知書等見本」を参照）。受験申請書に「管理ID」を記入することで、受験資格を証明する卒業証明書や受験申請時に申し出た免除に関する申請書類（以下の点線枠内①～③の書類）の提出が不要※になり、受験申請時に免除申請した科目が免除されます。ただし、令和2年、令和3年に合格した科目を免除する場合（合格科目免除期間延長制度対象者）は、別途、様式の提出が必要になります。（P11～14参照）

- ① 幼稚園教諭免許状のコピー
- ② 実務証明書（様式2）
- ③ 社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士のいずれかの登録証のコピー

※ 平成 28 年以降の受験申請時に提出していない(新たに取得した)書類がある場合は、このページ下の赤枠内「追加の免除申請をする方」を参照してください。

また、「幼稚園教諭免許所有者保育士試験免除科目専修証明書」、「幼稚園教諭免許所有者保育士試験免除科目専修証明書（特例教科目）」及び「社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士保育士試験免除科目専修証明書」は試験科目改正の経過措置終了に伴い、平成28年以降に提出したことがある方も**再度提出が必要**です。提出できない場合は免除されません。ただし、令和5年前期・後期全国試験及び令和5年神奈川県独自地域限定保育士試験において既に提出された方は不要です。



### 追加の免除申請をする方

平成 28 年～令和 5 年の受験申請時に免除申請していない免除申請書類（幼稚園教諭免許状、各福祉士登録証等）がある場合は、該当する免除申請書類を提出してください。（P 4「4」該当項目参照）

- 例）・令和6年前期試験申請後に幼稚園教諭免許状や介護福祉士資格等を取得した。
- ・特例制度における実務経験の条件を満たした。

## 2 各通知書等見本

見本の青枠内がすべて写るようA4用紙にコピーして提出してください。(感熱紙不可)

複数の通知書をお持ちの方(複数回受験した方)で、異なる管理IDが記載されている場合は受験申請前に試験事務局まで連絡してください。

<一部科目合格通知書>	<筆記試験結果通知書>	<実技試験受験票>
 <p>管理IDを受験申請書に記入</p>	 <p>管理IDを受験申請書に記入</p>	 <p>管理IDを受験申請書に記入</p>

## 3 合格科目がある方の免除期間について

合格した筆記試験科目は、合格した年を含めて3年間免除されます。

また、3年間を経過した場合でも、筆記試験合格科目免除期間延長制度(以下、延長制度という。)を利用できれば最長5年間(合格した年を含む)免除されます。詳しくはP11~14をご確認ください。

**※延長制度を利用できない(条件を満たさない)場合は、合格科目があっても免除されません。**

令和6年の免除対象年	免除対象者
令和4年・令和5年	免除申請者全員
令和2年・令和3年	延長制度利用者のみ (P11~14 参照)

## 4 再受験について

Q1	再受験とはなにか。
A	すでに合格している免除期間内の科目をもう一度受験することです。ただし、令和6年全国試験(前期)に合格した科目については再受験できません。(免除扱いとなります。)
Q2	再受験するメリットはなにか。
A	合格した筆記試験科目の有効期限は、通常、合格した年を含め3年間ですが、再受験して再度合格した科目は、有効期限が本年(令和6年)を含め3年間となります。
Q3	再受験を希望して、欠席した(または不合格だった)場合、どうなるのか。
A	免除申請科目を再受験して、不合格または欠席した場合でも、今回の試験は免除されます。
Q4	再受験を希望した場合、すべての科目を受験しないといけないのか。
A	受験したい科目だけで構いません。(上記Q3-Aを参照)
Q5	令和2年・令和3年に合格した科目も再受験できるか。
A	令和2年・令和3年合格科目免除期間延長制度の対象となる方はできます。(P11~14 参照)

## 1 令和6年の延長制度について

通常、3年間（合格した年を含む）の合格科目の有効期間を、対象施設において対象期間内に所定の勤務期間及び勤務時間、児童等の保護又は援護若しくは幼児の教育（保育）に直接従事した場合、最長5年まで延長できる制度です。令和6年の試験では、令和2年及び令和3年の合格科目を免除することができます。

## 2 対象施設

## (1) 児童福祉施設（児童福祉法第7条第1項によって定められた次の12種類の施設）

1. 助産施設・2. 乳児院・3. 母子生活支援施設・4. 保育所（保育所型認定こども園を含む）・5. 幼保連携型認定こども園・
6. 児童厚生施設・7. 児童養護施設・8. 障害児入所施設・9. 児童発達支援センター・10. 児童心理治療施設・
11. 児童自立支援施設・12. 児童家庭支援センター

(2) 認定こども園（認定こども園法<sup>\*1</sup>第2条第6項に規定する認定こども園）

## (3) 幼稚園（学校教育法第1条に規定する幼稚園（特別支援学校幼稚部を含む））

## (4) 家庭的保育事業（児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業）

## (5) 小規模保育事業（児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業）

## (6) 居宅訪問型保育事業（児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業）

## (7) 事業所内保育事業（児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業）

※上記(5)、(6)、(7)については、平成27年度からの新規事業のため、各事業所の勤務対象期間は平成27年4月以降の当該事業の認可日からなります。それ以前の勤務期間が対象期間（対象施設）になるかは、施設が所在する都道府県の保育主管課に確認してください。

## (8) 放課後児童健全育成事業（児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業）

## (9) 一時預かり事業（児童福祉法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業）

## (10) 離島その他の地域において特例保育（子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育）を実施する施設（旧へき地保育所）

## (11) 小規模住居型児童養育事業（児童福祉法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業）

## (12) 障害児通所支援事業（児童福祉法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業（放課後等デイサービス、児童発達支援のみ））

## (13) 一時保護施設（児童福祉法第12条の4に規定する一時保護施設）

## (14) 18歳未満の者が半数以上入所する次に掲げる施設等

- ・ 障害者総合支援法<sup>\*2</sup>に規定する障害者支援施設
- ・ 障害者総合支援法<sup>\*2</sup>に規定する指定障害福祉サービス事業所（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る）

(15) 認可外保育施設（児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって同法第34条の15第2項若しくは同法第35条第4項の認可又は認定こども園法<sup>\*1</sup>第17条第1項の認可を受けていないもののうち、次に掲げるもの）

- ① 児童福祉法第59条の2の規定により届出をした施設
- ② ①に掲げるもののほか、都道府県等が事業の届出をするものと定めた施設であって、当該届出をした施設
- ③ 児童福祉法施行規則第49条の2第3号に規定する幼稚園併設型認可外保育施設
- ④ 国、都道府県又は市町村が設置する児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設

## 注意

- ・ 認可外保育施設で勤務の場合、「合格科目免除期間延長申請用認可外保育施設証明書」も併せて必要です。当該証明書の発行については、施設が所在する都道府県の保育主管課にお問い合わせください。
- ・ また、上記(1)～(7)の施設において認可（認定）日前の施設が(15)認可外保育施設に該当し、その勤務経験を合算する場合は、「合格科目免除期間延長申請用認可外保育施設証明書」が必要です。認可（認定）前の施設での勤務期間が対象になるかは、施設が所在する都道府県の保育主管課に確認してください。

※1 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）

※2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）

### 3 免除申請するために必要な勤務期間と総勤務時間数について

#### ① 令和2年に合格した科目を免除申請するために必要な勤務期間と総勤務時間数について

令和2年4月～令和6年3月までの間に、2年以上かつ2,880時間以上の勤務経験がある方は免除申請できます。

**注意** 令和2年3月以前及び令和6年4月以降の勤務経験は含められません。

令和2年度 令和2年4月～令和3年3月	令和3年度 令和3年4月～令和4年3月	令和4年度 令和4年4月～令和5年3月	令和5年度 令和5年4月～令和6年3月	令和6年度 令和6年4月～令和7年3月
この期間に2年以上かつ、2,880時間以上の勤務				対象期間外

#### ② 令和3年に合格した科目を免除申請するために必要な勤務期間と総勤務時間数について

令和3年4月～令和6年3月までの間に、1年以上かつ1,440時間以上の勤務経験がある方は免除申請できます。

**注意** 令和3年3月以前及び令和6年4月以降の勤務経験は含められません。

令和2年度 令和2年4月～令和3年3月	令和3年度 令和3年4月～令和4年3月	令和4年度 令和4年4月～令和5年3月	令和5年度 令和5年4月～令和6年3月	令和6年度 令和6年4月～令和7年3月
対象期間外	この期間に1年以上かつ、1,440時間以上の勤務			対象期間外

#### 【上記①、②についての補足説明】

##### ●勤務期間と総勤務時間数は複数施設による合算が可能です。（P14のQ7参照）

ただし、重複期間の合算はできません（総勤務時間の合算は可能）。

例（1）	例（2）								
A園とB園の勤務経験を合算 → 2年以上かつ2,880時間以上となる (合格科目の免除期間の延長可)	C園とD園で一部同時期に勤務 → 勤務期間は2年未満(C園勤務開始～D園勤務終了まで)、総勤務時間数は2,880時間以上 (合格科目の免除期間の延長不可)								
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>令和2年度 令和2年4月～令和3年3月</th> <th>令和3年度 令和3年4月～令和4年3月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">A園 1年間 1,440時間</td> <td style="text-align: center;">B園 1年間 1,440時間</td> </tr> </tbody> </table>	令和2年度 令和2年4月～令和3年3月	令和3年度 令和3年4月～令和4年3月	A園 1年間 1,440時間	B園 1年間 1,440時間	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>令和2年度 令和2年4月～令和3年3月</th> <th>令和3年度 令和3年4月～令和4年3月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">C園 1年間 1,440時間</td> <td style="text-align: center;">D園 1年間 1,440時間</td> </tr> </tbody> </table>	令和2年度 令和2年4月～令和3年3月	令和3年度 令和3年4月～令和4年3月	C園 1年間 1,440時間	D園 1年間 1,440時間
令和2年度 令和2年4月～令和3年3月	令和3年度 令和3年4月～令和4年3月								
A園 1年間 1,440時間	B園 1年間 1,440時間								
令和2年度 令和2年4月～令和3年3月	令和3年度 令和3年4月～令和4年3月								
C園 1年間 1,440時間	D園 1年間 1,440時間								

重複する勤務期間は合算不可

##### ●以下の例は免除申請できません。

平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
2年間 2,880時間の勤務				2年間 2,880時間の勤務	
対象期間外	対象期間外	1年間 1,440時間の勤務			対象期間外

#### 4 受験申請に必要な書類について

注意：令和5年以前に提出したことがある場合も、必ず提出してください（毎年提出が必要）。  
 ※受験申請時に必要書類が提出されていない場合は、免除科目があっても免除できません。  
 （令和6年全国試験（前期）を受験している方はP5～6参照）

申請する合格科目	必要書類（ <b>原本</b> ）
令和2年のみ	<b>様式3</b> 「令和2年合格科目免除期間延長申請用勤務証明書」
令和3年のみ	<b>様式4</b> 「令和3年合格科目免除期間延長申請用勤務証明書」
令和2年と令和3年	<b>様式3</b> 「令和2年合格科目免除期間延長申請用勤務証明書」 及び <b>様式4</b> 「令和3年合格科目免除期間延長申請用勤務証明書」


} **両方提出**

認可外保育施設 (P11「2 対象施設」(15)参照) で勤務の場合

- 「合格科目免除期間延長申請用認可外保育施設証明書」も併せて必要です。
- 当該証明書の発行については、都道府県・政令市・中核市の保育主管課にお問い合わせください。  
 神奈川県：045-285-0341、横浜市：045-671-3564、川崎市：044-200-3128、  
 相模原市：042-769-8340、横須賀市：046-822-8224

※神奈川県ホームページ（参考）  
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/sy8/goukakukamoku.html>

**受験申請書**



**様式3**  
令和2年  
合格科目  
免除期間  
延長申請用  
勤務証明書

**原本**

**様式4**  
令和3年  
合格科目  
免除期間  
延長申請用  
勤務証明書

**原本**

認可外保育施設  
勤務者のみ

令和2年用  
合格科目免除  
期間延長申請用  
認可外保育施設  
証明書

**原本**

認可外保育施設  
勤務者のみ

令和3年用  
合格科目免除  
期間延長申請用  
認可外保育施設  
証明書

**原本**

**該当者**

平成28年～令  
和5年に受験し  
ている方は、P9  
～10に記載の書  
類も併せて必要  
です。

該当の書類を提出する場合、受験申請書の「記入欄3」の「B2」欄に✓をしてください。

<b>● B2</b> 令和2年・令和3年 合格科目免除期間延長者 (受験申請の手引きP11～14参照)	
合格年： 令和2年	<input checked="" type="checkbox"/> 【様式3】
合格年： 令和3年	<input checked="" type="checkbox"/> 【様式4】

#### 改姓・改名 された方

必要書類に旧姓（旧名）が記載されている方（現姓・旧姓両方の記載がある場合も必要）は、旧姓と現姓の両方が記載されている公印のある戸籍抄本等の原本を提出してください。  
 ※戸籍抄本等で複数ページに綴られている場合は全ページ提出してください。

#### 幼稚園教諭免許状所有者の免除について

→P15～16 を併せてご覧ください

#### 社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士の資格所有者の免除について

→P21～22 を併せてご覧ください

## 5 本制度に対するよくある質問

**Q 1** 全国試験の令和2年・令和3年の一部科目合格通知書を紛失したので合格科目がわからない。

A 発行者（全国保育士養成協議会）に依頼することで再発行可能です。全国保育士養成協議会ホームページの「保育士試験Q&A」より「一部科目合格通知書再交付願」を印刷し提出してください。

**Q 2** 様式2「実務証明書」を提出することで令和2年又は令和3年に合格した科目を免除申請できるか。

A 様式2「実務証明書」では令和2年又は令和3年に合格した科目の免除申請はできません。

**Q 3** 令和2年・令和3年に合格科目はあるが、令和4年以降は受験していない。卒業証明書等の受験資格を証明する書類は必要か。

A いずれかの年の一部科目合格通知書のコピーを提出すれば、不要です。さらに様式3「令和2年合格科目免除期間延長申請用勤務証明書」・様式4「令和3年合格科目免除期間延長申請用勤務証明書」が提出できれば、合格科目が免除されます。

**Q 4** 再受験を希望して欠席又は不合格の場合はどうなるか。

A 免除申請を行っているので、欠席又は不合格であっても免除は有効です。

**Q 5** 令和2年に合格した科目は来年（令和7年）の試験でも免除申請はできるか。

A できません。令和7年の試験は、令和3年及び令和4年に合格した科目が本制度の対象です。

**Q 6** 勤務していた施設がなくなってしまった場合どうすればよいか。

A 当該施設の設置者（法人・自治体等）が存続していれば証明が可能です。また、統合等によって法的に事務を引き継いだ施設・団体等が証明できる場合は、引き継いだ施設・団体の長による証明も可能です。いずれも難しく証明ができない場合は、その勤務を加算することはできません。

**Q 7** 勤務期間と総勤務時間数は複数施設による合算は可能か。

A 可能です。下表（例）A園とB園の勤務経験を合算して2年以上かつ2,880時間以上となります。

【例】A園とB園での勤務経験	
令和3年度 (令和3年4月～令和4年3月)	令和4年度 (令和4年4月～令和5年3月)
← A園にて1年間、1,440時間勤務	B園にて1年間、1,440時間勤務 →

**Q 8** 認可外保育施設で勤務しているが、「合格科目免除期間延長申請用認可外保育施設証明書（以下「延長申請用施設証明書」という。）」はどのように発行してもらい提出するのか。

- A
- ① 施設が所在する都道府県・政令市・中核市の保育主管課（以下「都道府県等」という。）に、勤務していた施設及び期間が対象であることを確認のうえ、該当する場合は「延長申請用施設証明書」の用紙を入手する（各自治体のホームページからのダウンロード、取り寄せ等）。
  - ② 様式3（様式4）を施設に作成してもらいコピーをとる。
  - ③ ②をもとに①の「延長申請用施設証明書」（一部本人で記入）を作成する。
  - ④ ②のコピーと③の原本を併せて都道府県等に提出する。
  - ⑤ 都道府県等より証明印が押された「延長申請用施設証明書」が発行される。
  - ⑥ 受験申請時には②と⑤のそれぞれ原本を添付する。

※神奈川県ホームページ（参考）

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/sy8/goukakukamoku.html>

## 5 幼稚園教諭免許状所有者の免除について

令和6年  
前期試験を  
受験していない方

### 1 幼稚園教諭免許状所有者の免除内容について

幼稚園教諭免許状所有者(臨時免許を除く)は、免除申請をすることにより、「保育の心理学」「教育原理」「保育実技講習会」が免除となります。免許の区分(1種、2種、専修)による免除科目の違いはありません。(次ページA参照)

### 2 指定保育士養成施設での科目等履修による免除について

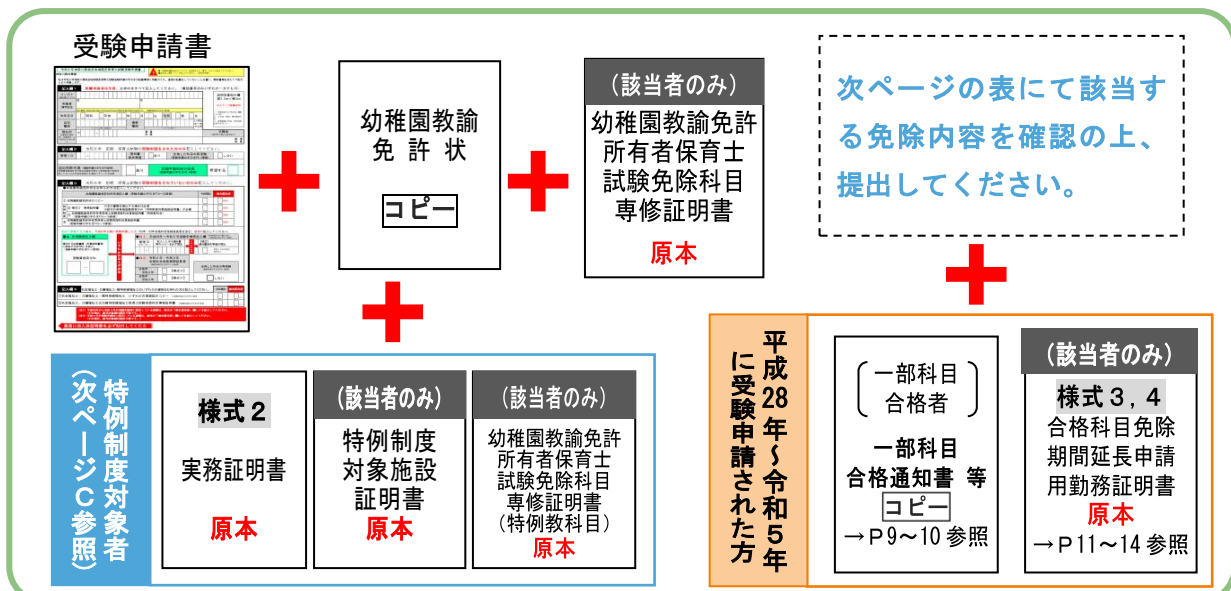
「保育の心理学」「教育原理」「保育実技講習会」以外の残りの科目についても、指定保育士養成施設(次ページ※2)において、卒業又は科目等履修により筆記試験に対応する教科目を修得した場合、免除申請をすることにより、筆記試験科目が免除されます(実務経験の有無は問いません。)。修得した教科目が、筆記試験科目に対応するかは、卒業した(教科目を修得した)学校(指定保育士養成施設)に確認してください。(次ページB参照)

### 3 幼稚園教諭免許状所有者における保育士資格取得特例(特例制度)

特例制度対象施設(幼稚園等)において「3年以上かつ4,320時間以上」の「実務経験」を有する方は「保育実習理論」が免除され(次ページC参照)、指定保育士養成施設における「学び」を行うこと(特例教科目の修得)により該当の試験科目が免除されます。詳しくはP17~20を確認してください。

### 4 受験申請に必要な書類について

**注意** 受験申請時に必要書類が提出されていない場合は、免除科目があっても免除できません。  
※平成28年~令和5年に受験申請している方はP9~10参照。



#### 改姓・改名された方

必要書類に旧姓(旧名)が記載されている方(現姓・旧姓両方の記載がある場合も必要)は、旧姓と現姓の両方が記載されている公印のある戸籍抄本等の原本を提出してください。

※戸籍抄本等で複数ページに綴られている場合は全ページ提出してください。

社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士の資格所有者の免除について

→P21~22を併せてご覧ください



	免除対象者	必要書類	免除内容
A	幼稚園教諭免許状所有者	「幼稚園教諭免許状 <sup>※1</sup> のコピー」（公印が写るように） 注意：原本・感熱紙不可、カラーコピー禁止	・保育の心理学 ・教育原理 ・保育実技講習会
B	指定保育士養成施設 <sup>※2</sup> での科目等履修により教科目を修得した者	①「幼稚園教諭免許状 <sup>※1</sup> のコピー」（公印が写るように） 注意：原本・感熱紙不可、カラーコピー禁止	・保育の心理学 ・教育原理 ・保育実技講習会
		②「幼稚園教諭免許所有者保育士試験免除科目専修証明書の <b>原本</b> 」 注意：「単位修得証明書」「成績証明書」等では免除申請できません。	・証明書に記載された試験免除科目 <sup>※3</sup>
C	特例制度対象者 <sup>※4</sup> (P17~20参照)	①「幼稚園教諭免許状 <sup>※1</sup> のコピー」（公印が写るように） 注意：原本・感熱紙不可、カラーコピー禁止	・保育の心理学 ・教育原理 ・保育実技講習会
		②「 <b>様式2</b> 実務証明書 <sup>※5</sup> の <b>原本</b> 」 ※認可外保育施設で勤務の場合、「特例制度対象施設証明書の <b>原本</b> 」 <sup>※6</sup> も併せて必要	・保育実習理論
		③「幼稚園教諭免許所有者保育士試験免除科目専修証明書（特例教科目）の <b>原本</b> 」 <b>※該当者のみ</b> 注意：「単位修得証明書」「成績証明書」等では免除申請できません。	・証明書に記載された試験免除科目 <sup>※3</sup>

※1 教育職員（幼稚園教諭）免許状授与証明書のコピーでも結構です。幼稚園教諭免許状を交付した各都道府県の教育委員会が発行しています。

※2 都道府県知事の指定する保育士を養成する学校その他の施設（児童福祉法第18条の6第1号にて規定）。卒業した（教科目を修得した）学校が指定保育士養成施設かどうかは、卒業した学校又は施設に確認してください。また、**修得した教科目が、筆記試験科目に対応するかは、教科目を修得した指定保育士養成施設に確認してください。**

※3 証明書に記載の試験免除科目等は、提出前に必ず確認してください。科目改正前の筆記試験科目（児童家庭福祉・児童福祉・小児保健等）で記載されている場合は免除できません。

※4 受験申請の時点で、特例制度対象施設（P18参照）において「3年以上かつ4,320時間以上」の実務経験を満たしている必要があります。

※5 「在職証明書」・「離職証明書」等では免除申請できません。

※6 P18「3 特例制度対象施設一覧」の（9）で勤務の場合に必要なです（特例制度対象施設であることを都道府県・政令市・中核市等の保育主管課が証明する書類です。取得方法はP20のQ8参照）。

**注意1**：平成28年～令和5年に合格科目がある方は「一部科目合格通知書」等のコピー（P9～10参照）、令和2年・令和3年合格科目免除期間延長対象者は「**様式3**、**様式4** 合格科目免除期間延長申請用勤務証明書」（P11～14参照）の提出が必要です。

**注意2**：特例教科目ではなく、通常の養成課程の教科目（告示に定める教科目）を修得していた場合、特例教科目を修得しなくても筆記試験科目が免除になる場合があります。修得した教科目が筆記試験科目に対応するかどうかは、教科目を履修した指定保育士養成施設に確認してください。

**注意3**：上の表の証明書等により免除される科目の受験及び保育実技講習会の受講はできません。

**注意** 幼稚園教諭免許状所有者で筆記試験の全科目が免除になる方については、神奈川県独自地域限定保育士試験において対象とはしません。該当の方で受験を希望される方は、全国試験の実施機関である一般社団法人全国保育士養成協議会にお問い合わせください。  
全国保育士養成協議会 保育士試験事務センター 電話 0120-4194-82

## ⑥

# 特例制度について 幼稚園教諭免許状所有者における保育士資格取得特例

令和6年  
前期試験を  
受験していない方

## 1 特例制度とは

幼稚園教諭免許状所有者（臨時免許を除く）が対象の制度で、「保育の心理学」「教育原理」「保育実技講習会」に加え、特例制度対象施設における「実務経験」により「保育実習理論」も免除されます。

また、指定保育士養成施設における「学び」を行うことにより該当の試験科目が免除されます。

- ・特例制度対象施設における「実務経験」と指定保育士養成施設における「学び」の順番（前後関係）は問いません。

・特例制度の実施期間については、令和7年の試験までとなります。ただし、令和6年度（令和7年3月）までに「実務経験」と「学び」を終えていることが条件となります。

（全国保育士養成協議会ホームページ参照）

<https://www.hoyokyo.or.jp/exam/qa/tokurei.html>



## 2 特例制度対象者

幼稚園教諭免許状を取得後に、次ページ(1)～(9)の特例制度対象施設において「3年以上かつ4,320時間以上」の実務経験（児童の保護又は幼児の教育（保育）に直接従事）を有する方です。

- ① 現在就労されていない方でも、過去に特例制度対象施設での勤務があれば免除申請することができます。

※施設が廃園している場合は、P20のQ5参照

- ② 実務経験は複数施設における合算も可能です。

- ③ 幼稚園教諭免許状取得前の勤務期間は含められません。

- ④ 実務経験は、主たる業務が事務・調理・運転手（送迎等）等の児童又は幼児と直接携わらない勤務は該当しません。

- ⑤ 勤務当時が対象施設に該当するかは、施設が所在する都道府県・政令市・中核市の保育主管課にお問い合わせください。

※現在が対象施設であっても、勤務当時が対象施設でない場合、その勤務期間は実務経験に含められません。

神奈川県：045-285-0341、横浜市：045-671-3564、川崎市：044-200-3128、

相模原市：042-769-8340、横須賀市：046-822-8224

※神奈川県ホームページ（参考）

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/sy8/tokurei.html>

- ⑥ 実務経験を証明するためには、「様式2 実務証明書」を提出する必要があります。

- ⑦ 受験申請の際は、P15～16に記載の必要書類を提出する必要があります。

### 3 特例制度対象施設一覧

(1) 幼稚園

学校教育法第1条に規定する幼稚園（特別支援学校幼稚部含む）

(2) 認定こども園

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）により認定された認定こども園

※認定前の勤務期間が認可外保育施設の場合は、(9)の条件を満たしている必要があります。

(3) 保育所

児童福祉法第39条第1項に規定する保育所（利用定員20人以上）

(4) 小規模保育事業（平成27年4月施行）

児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第27条に規定する小規模保育事業A型及び小規模保育事業B型に限る。）を実施する施設

(5) 事業所内保育事業（平成27年4月施行）

児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業を実施する定員6人以上の施設

※上記(4)及び(5)については平成27年度からの新規事業のため、各事業所の勤務対象期間は平成27年4月以降の認可日からになります。それ以前の勤務期間が対象期間（対象施設）になるかは、施設が所在する都道府県・政令市・中核市の保育主管課に確認してください。

(6) 公立の認可外保育施設

国、都道府県、市町村が設置する施設であって、児童福祉法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設（同項に規定する保育所を除く）

(7) 離島その他の地域において特例保育（子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育）を実施する施設（旧へき地保育所）

(8) 幼稚園併設型認可外保育施設

児童福祉法施行規則第49条の2第3号に規定する施設

(9) 「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（平成17年1月21日雇児発第0121002号）による証明書の交付を平成17年以降に受けた「認可外保育施設」（1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設）

※平成17年以降で上記の証明書交付後の勤務期間及び勤務時間が対象です。上記証明書の交付前、又は交付されていない期間の勤務期間及び勤務時間は実務経験に含めることができません。

※実務証明書と併せて「**特例制度対象施設証明書**」の提出が必要です。勤務施設が対象施設であることを都道府県等が証明する書類です。（取得方法はP20のQ8参照）

※以下の施設は特例制度対象施設に該当しません。

- 当該施設を利用する児童の半数以上が一時預かり（入所児童の保護者と日単位又は時間単位で不定期に契約し、保育サービスを提供するもの）による施設
- 当該施設を利用する児童の半数以上が22時から翌日7時までの全部又は一部の利用による施設

## 4 指定保育士養成施設における「学び」とは

指定保育士養成施設において特例制度における4教科（「福祉と養護（講義2単位）」「子ども家庭支援論（講義2単位）」「保健と食と栄養（講義2単位）」「乳児保育（演習2単位）」）。以下「特例教科目」という。）が実施されています。指定保育士養成施設が発行した「幼稚園教諭免許所有者保育士試験免除科目専修証明書（特例教科目）」により下記の対応表のとおり筆記試験科目が免除されます。

※受験申請期日までに「学び」を終えている（証明書を提出できる）ことが必要です。

また、過去に指定保育士養成施設において、特例教科目ではなく、通常の養成課程の教科目（告示に定める教科目）を修得していた場合、特例教科目を修得しなくても筆記試験科目が免除になる場合があります。修得した教科目が筆記試験科目に対応するかどうかは、教科目を履修した指定保育士養成施設に確認してください。

筆記試験科目	修得が必要な特例教科目	修得が必要な養成課程の教科目※ <sup>1</sup> (告示に定める教科目)
1 社会福祉	A 福祉と養護	①社会福祉
2 子ども家庭福祉	A 福祉と養護	②子ども家庭福祉
	B 子ども家庭支援論	③子ども家庭支援論
3 子どもの保健	C 保健と食と栄養※ <sup>2</sup>	④子どもの保健
4 子どもの食と栄養		⑤子どもの食と栄養
5 保育原理	D 乳児保育	⑥乳児保育Ⅰ
		⑦乳児保育Ⅱ
	B 子ども家庭支援論	⑧子育て支援
6 社会的養護	A 福祉と養護	⑨社会的養護Ⅰ

※<sup>1</sup> 養成課程の教科目（告示に定める教科目）は指定保育士養成施設により教科目名や教科目数が異なる場合があります。

※<sup>2</sup> 「3 子どもの保健」又は「4 子どもの食と栄養」は、どちらかがすでに免除になっていても、もう一方を免除するには「C 保健と食と栄養」を修得しなければなりません。

### 筆記試験免除となるための修得例

- 1 「社会福祉」を免除する場合…………… A又は①を修得
- 2 「子ども家庭福祉」を免除する場合……………  $\left\{ \begin{array}{l} A及びBを修得 \\ B及び②を修得 \end{array} \right.$  又は  $\left\{ \begin{array}{l} A及び③を修得 \\ ②及び③を修得 \end{array} \right.$  又は
- 3 「子どもの保健」を免除する場合…………… C又は④を修得
- 4 「子どもの食と栄養」を免除する場合…………… C又は⑤を修得
- 5 「保育原理」を免除する場合……………  $\left\{ \begin{array}{l} B及びDを修得 \\ D及び⑧を修得 \end{array} \right.$  又は  $\left\{ \begin{array}{l} B及び⑥及び⑦を修得 \\ ⑥及び⑦及び⑧を修得 \end{array} \right.$  又は
- 6 「社会的養護」を免除する場合…………… A又は⑨を修得

## 5 免除申請に必要な書類について

P15～16を確認してください。

## 6 特例制度に対するよくある質問

**Q 1** すでに免除になる科目があるが、特例教科目は4科目履修しなければならないか。

A 免除したい試験科目に対応する特例教科目のみ修得すれば、該当の試験科目が免除になります。

**Q 2** 実務経験を満たしてからでないと特例教科目を履修できないのか。

A 履修できます。「実務経験」と「特例教科目の修得」どちらが先でも構いません。ただし、勤務施設が対象外であったり、廃園等で実務証明書が提出できない場合は、「実務経験」に含めることができないので、事前に確認してください。（Q 5 参照）

**Q 3** 特例制度における4教科（特例教科目）はどこで学べるのか。

A 特例制度における4教科の実施の有無や実施する教科は指定保育士養成施設により異なります。指定保育士養成施設に直接問い合わせるか、又はこども家庭庁ホームページ（保育士資格取得特例で検索）にて確認してください。

**Q 4** 様式集の様式2「実務証明書」以外の実務証明書（前回以前の様式集に同封の実務証明書）は使用できないのか。

A 使用できますが、勤務期間や勤務時間の記載内容等に誤りがないか、様式2裏面の記入例で確認のうえ、提出してください。ただし、「在職証明書」等、所定の「実務証明書」以外は使用できません。

**Q 5** 施設が廃園になっている場合、実務証明書はどこで発行してもらうのか。

A 当該施設の設置者（法人・自治体等）が存続していれば証明が可能です。また、統合等によって法的に事務を引き継いだ施設・団体等が証明できる場合は、引き継いだ施設・団体の長による証明も可能です。いずれも難しく証明ができない場合は、その実務を加算することはできません。

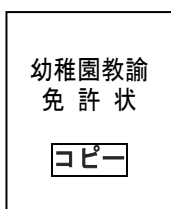
**Q 6** 特例教科目（4教科）を修得して、施設から「幼稚園教諭免許所有者保育士試験免除科目専修証明書（特例教科目）」を発行されたが、P16の表B、「幼稚園教諭免許所有者保育士試験免除科目専修証明書」も必要か。

A 不要です。以下の書類を提出してください。

同封の受験申請書



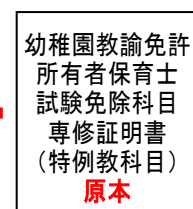
+



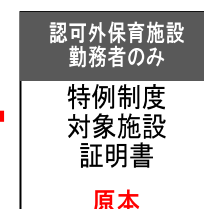
+



+



+



**Q 7** 昨年の受験申請時に「幼稚園教諭免許所有者保育士試験免除科目専修証明書」及び「幼稚園教諭免許所有者保育士試験免除科目専修証明書（特例教科目）」を提出したが、今年も必要か。

A 令和5年前期・後期全国試験及び令和5年神奈川県独自地域限定保育士試験において既に提出された方は不要です。（令和4年以前に提出された方は再度提出が必要です。）

**Q 8** 認可外保育施設（P18の3(9)参照）で勤務しているが、「特例制度対象施設証明書」はどのように発行してもらい提出するのか。

- A
- ① 施設が所在する都道府県・政令市・中核市等の保育主管課（以下「都道府県等」という。）に、勤務していた施設及び期間が対象であることを確認のうえ、施設・期間ともに該当する場合は「特例制度対象施設証明書」の用紙を入手する（ホームページからのダウンロード、取り寄せ等）。
  - ② 様式2「実務証明書」を施設で作成してもらいコピーをとる。
  - ③ ②をもとに①の「特例制度対象施設証明書」（一部本人で記入）を作成する。
  - ④ ②のコピーと③の原本を併せて都道府県等に提出する。
  - ⑤ 都道府県等より証明印が押された「特例制度対象施設証明書」が発行される。
  - ⑥ 受験申請時には②と⑤のそれぞれ原本を添付する。

神奈川県HP：<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/sy8/tokurei.html>

7

## 社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士の資格所有者の免除について

令和6年  
前期試験を  
受験していない方

### 1 制度の概要

社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士、いずれかの資格をお持ちの方は、免除申請をすることにより、「社会的養護」「子ども家庭福祉」「社会福祉」が免除となります。該当者の方は、登録証のコピーを提出してください。

### 2 指定保育士養成施設での科目等履修による免除について

「社会的養護」「子ども家庭福祉」「社会福祉」以外の残りの科目についても、社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士のいずれかの資格をお持ちの方は、指定保育士養成施設<sup>※1</sup>において、科目等履修により筆記試験科目及び保育実技講習会に対応する教科目を修得した場合、免除申請することにより、筆記試験科目の一部又は全部及び保育実技講習会を免除することができます。対象となる方は、「社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士保育士試験免除科目専修証明書」<sup>※2</sup>を提出してください。

※1 都道府県知事の指定する保育士を養成する学校その他の施設（児童福祉法第18条の6第1号にて規定）。卒業した（教科目を修得した）学校が指定保育士養成施設かは、卒業した学校又は施設に確認してください。また、**修得した教科目が、筆記試験科目に対応するかについても、教科目を修得した指定保育士養成施設に確認してください。**

※2 成績証明書等では免除になりません。

証明書に記載の試験免除科目等は、提出前に必ず確認してください。科目改正前の筆記試験科目（児童家庭福祉・児童福祉・小児保健等）で記載されている場合は免除できません。

また、筆記試験科目名（免除科目名）に「令和4年まで有効」と記載、証明書の発行が令和2年3月以前の場合も免除できません。

### 3 必要な書類について

**注意** 受験申請時に必要書類が提出されていない場合は、免除科目があっても免除できません。

※平成28～令和5年に受験された方はP9～10参照

受験申請書



受験資格等を証明する書類<sup>※1</sup>

(初受験者)  
卒業証明書等  
原本  
P7～8 参照

平成28年以降の  
一部科目合格  
通知書等  
コピー  
P9～10 参照

登録証のコピー<sup>※2</sup>  
(公印が写るように)  
社会福祉士  
or  
介護福祉士  
or  
精神保健福祉士

その他免除に  
必要な書類

※1 初めて受験する方は受験資格を証明する書類を提出する必要があります。詳細はP7～8参照。

※2 原本不可、感熱紙不可、カラーコピー禁止

**改姓・改名  
された方**

必要書類に旧姓（旧名）が記載されている方（現姓・旧姓両方の記載がある場合も必要）は、旧姓と現姓の両方が記載されている公印のある戸籍抄本等の原本を提出してください。

※戸籍抄本等で複数ページに綴られている場合は全ページ提出してください。

**幼稚園教諭免許状所有者の免除について**

→P15～16 を  
併せてご覧ください

**4 本制度に対するよくある質問**

<b>Q 1</b>	受験申請期日までに登録証が間に合わないかもしれないので、登録証のコピーではなく各福祉士試験の合格証書のコピーでもよいか。
A	合格証書等では社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士であることを証する書類に該当しないため受理できません。
<b>Q 2</b>	受験資格を証明する書類（卒業証明書等）の提出は必要か。
A	登録証のコピーのみでは受験資格の証明ができませんので、初めて受験する方は必ず受験資格を証明する書類（大学、短期大学等の卒業証明書等）の提出が必要です。（P7～8参照）ただし、幼稚園教諭免許状のコピーを提出する場合は不要です。
<b>Q 3</b>	各福祉士に関することはどこに聞いたらよいか。
A	各試験を実施する社会福祉振興・試験センターのホームページをご確認ください。
<b>Q 4</b>	「指定保育士養成施設」とはなにか。
A	都道府県知事の指定する保育士を養成する学校その他の施設のことです（児童福祉法第18条の6第1号にて規定）。卒業した（教科目を修得した）学校（施設）が指定保育士養成施設かどうかは、卒業した学校に確認してください。
<b>Q 5</b>	社会福祉主事任用資格でも免除されるか。
A	免除されません。免除されるのは、社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士のいずれかの資格をお持ちの方のみです。

## 2 受験する

### 1 受験の際の注意事項について

- (1) 試験会場への入場は受験者本人に限ります。  
同伴者（お子様・ご家族等）の控室はありません。受験者本人以外の入場はご遠慮ください。
- (2) 試験を当日欠席される場合、県次世代育成課への連絡は不要です。  
※受験者の個人的な事情により、試験日程等を変更することはありません。
- (3) 試験会場となる学校等では、保育士試験業務は行っておりません。  
**電話による交通アクセスの照会等は絶対にしないでください。**
- (4) 試験会場敷地内への下見行為はご遠慮ください。  
試験日以外に会場の**建物内へ無断で侵入する等の行為は絶対にしないでください。**
- (5) 試験会場へは、公共交通機関を利用してください。  
※近隣のコンビニエンスストアなどに自家用車等を無断駐車することは絶対にやめてください。
- (6) 交通障害等による延着も原則として遅刻になります。  
各会場への交通手段、所要時間等は「受験票」等で確認をし、余裕をもって来場してください。
- (7) 当日の昼食は、必要に応じて各自持参してください。
- (8) 次のことをすると不正行為となります。
  - ・ 受験中、携帯電話等の通信機器の電源を入れること、又は使用すること。（アラームを鳴らす等）
  - ・ カンニングをすること。
  - ・ 試験監督員の指示に従わないこと。
  - ・ 受験に当たっての禁止事項に該当する行為をすること。  
不正行為をした場合は、受験を停止し、今年受験の筆記試験科目・保育実技講習会（実技試験）分野すべてにおいて無効となるほか、当該年試験から3年以内の期間で受験ができなくなる場合があります。（児童福祉法施行規則第6条の14第2項）
- (9) ゴミは試験会場には捨てず、各自で持ち帰ってください。
- (10) 筆記試験会場周辺の路上に、試験結果を有料で知らせる業者がいることがありますが、これらの業者と神奈川県次世代育成課は関係がありませんので注意してください。
- (11) 自然災害等により試験が中止となった場合、再試験は行いません。なお、試験を中止する場合や、実施方法に変更がある場合は、神奈川県次世代育成課ホームページにてお知らせしますので、必ずご確認ください。

■ 受験に際して補助等特別な対応を希望される方（怪我、妊娠中等）は、受験申請前に試験事務局（裏表紙参照）まで連絡してください。

（障害をお持ちで受験上の配慮を希望される方は、受験申請のほかに、配慮に関する申請も必要です。）

**注意 1**：受験申請後のお申し出には、対応できない場合がありますので注意してください。

**注意 2**：会場の都合により、ご要望にお応えできない場合があります。

**注意 3**：配慮の内容により、医師の診断書、障害者手帳のコピー等を提出していただく場合があります。



## 2 筆記試験受験票について

筆記試験受験票 送付期間 : 令和6年7月11日(木)～7月16日(火)

筆記試験受験票が届いた時点で、氏名・生年月日・住所・受験科目・免除科目等に誤りがないか確認してください。また、上記日程から変更がある場合は、神奈川県次世代育成課のホームページにて掲載します。

## 3 筆記試験について

試験日	試験科目	満点	入室時刻	試験時間
8月10日(土)	1科目目: 保育の心理学	100	10:50	11:00-12:00
	2科目目: 保育原理	100	12:50	13:00-14:00
	3科目目: 子ども家庭福祉	100	14:20	14:30-15:30
	4科目目: 社会福祉	100	15:50	16:00-17:00
8月11日(日)	5科目目: 教育原理	50	9:50	10:00-10:30
	6科目目: 社会的養護	50	10:50	11:00-11:30
	7科目目: 子どもの保健	100	11:50	12:00-13:00
	8科目目: 子どもの食と栄養	100	13:50	14:00-15:00
	9科目目: 保育実習理論	100	15:20	15:30-16:30

(1) 試験会場への入場開始は、10日(土)は午前10:00から、11日(日)は午前9:00からとします。

※試験会場への入場は、受験者本人に限ります。

(2) **試験開始10分前までに試験室へ入室してください。**(試験時間は監督員の時計で計ります。)

(3) 試験中の途中入室・途中退室について

途中入室: 試験開始後20分(『教育原理』『社会的養護』は5分)までは入室を認めます。

途中退室: 試験開始後30分～終了5分前までは、挙手により退室を認めます。ただし、『教育原理』『社会的養護』は途中退室を認めません。

(4) 各科目において、満点の6割以上得点した者を合格とします。

※『教育原理』及び『社会的養護』は、同一試験にて両科目とも満点の6割以上得点した者を合格とします。(片方のみ6割以上得点しても、合格とはなりません。P33のQ15参照。)

(5) 筆記試験は、マークシート方式にて行います。

(6) 出題範囲については、全国試験と同じになります。詳細は、全国保育士養成協議会ホームページ「保育士試験とは」の【保育士試験出題範囲】を確認してください。

(7) 筆記試験における法令等については、令和6年4月1日以前に施行されたものに基づいて出題します。

(8) 当日の持ち物(試験中机の上に置くもの)

### ◎受験票

※ 受験票を紛失した場合は、至急、試験事務局(裏表紙参照)へ連絡してください。

### ◎HB～Bの鉛筆又はシャープペンシル、消しゴム

※ 鉛筆又はシャープペンシル以外での記入は0点になる場合があります。

※ 机の上に、筆箱等を置くことを禁止します。

※ 携帯用鉛筆削りを会場内に持ち込むことは可としますが、試験時間中に使用する場合は、試験監督員の了解を得てから使用してください。

### ◎腕時計(試験室に時計がない場合があります。)

※アラーム等の音が鳴らないもの。計算機、電話等の機能のついていないもの。置時計不可。

注意: 音(アラーム等)を発するものの試験室への持ち込み・使用は禁止します。

**携帯電話を試験室に持ち込む場合は、操作方法を事前に確認のうえ、電源を切ってください。**

**携帯電話等の機器を時計として使用することはできません。**

## 4 「筆記試験結果通知書 ・ 保育実技講習会のご案内」について

送付期間 : 令和6年9月6日(金)～9月12日(木)

※同通知書と前後して、保育実技講習会対象者にのみ参加意思を確認するための案内を別途送付させていただきますので、必ず内容を確認し、記載された所定の手続きを行うようにしてください。

## 5 保育実技講習会について

### (1) 保育実技講習会の対象者

神奈川県独自地域限定保育士試験を受験し、筆記試験の全科目に合格した者を対象とします。

※過去の試験において筆記試験の全科目に合格し、神奈川県独自地域限定保育士試験を受験申請された方についても対象となります。

※幼稚園教諭免許状所有者については、実技試験が免除されておりますので、保育実技講習会の対象とはなりません。

### (2) 開講時期

令和6年10月～11月の間に、平日または休日に分けて、開講する予定です。なお、保育実践見学実習(当日)については、基本的に平日の実施となります。

### (3) 講習内容・講習時間

音楽表現に関する演習	360分 (90分×4コマ)
造形表現に関する演習	360分 (90分×4コマ)
言語表現に関する演習	360分 (90分×4コマ)
保育実践見学実習 (事前指導)	60分
保育実践見学実習 (当日)	1日 (実質6時間)
保育実践見学実習 (事後指導)	120分
計	21時間+1日 (27時間) <b>約5日程度</b>

### (4) 修了認定

講習会の全ての科目を受講した受講者について、神奈川県で定める評価基準に基づき修了認定を行い、令和7年1月17日(金)までに保育実技講習会修了証書、及び合格通知書を発送します。

※受講者の受講態度が不適切であった場合には、講習会の受講を修了していないものとする場合があります。なお、評価基準に関するお問合せには一切応じられません。

※保育実技講習会修了証書と合格通知書は別々に発送されますので、お手元に到着する日が前後する場合があります。1月17日(金)までに到着しなかった場合には、1月21日(火)までに試験事務局(裏表紙参照)まで連絡してください。

### (5) 費用

講習会で使用するテキスト代、保育実践見学実習に係る保険料等については、受講者本人に負担していただきます。また、保育実践見学実習の参加に当たり、検査(胸部X線、検便、麻疹(はしか)抗体検査等)が求められる場合があります、その場合の検査費用についても受講者負担となります。

**(6) 保育実技講習会に関するよくある質問**

**Q 1 連続で講習会に参加することはできるか。**

A 平日または休日に分けて実施する予定ですが、複数日を連続して講習会に参加できるコースは設定していません。

宿泊を伴うような遠方からの参加など、やむを得ない事情により指定された講習日に参加することができない日がある場合は、日程変更について事務局にご相談ください。なお、定員の都合等により、振替をお受けできない場合もありますのでご了承ください。

【講習会日程例（あくまで日程例であり、このとおり開催するとは限りません。）】

土曜日または日曜日を希望した者の場合

1日目：10月5日(土) → 2日目：10月12日(土) → 3日目：10月20日(日) →

4日目：10月21日(月)から11月14日(木)までの間の平日1日 → 5日目：11月16日(土)

10月							11月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
		1 火・1日目	2 水・1日目	3	4	5 土・1日目						1	2
6 日・1日目	7	8 火・2日目	9 水・2日目	10	11	12 土・2日目	3	4	5	6	7	8	9
13 日・2日目	14	15 火・3日目	16 水・3日目	17	18	19 土・3日目	10	11	12	13	14	15	16 土・5日目
20 日・3日目	21	22	23	24	25	26	17 日・5日目	18	19 火・5日目	20 水・5日目	21	22	23
27	28	29	30	31		見学実習 いずれか1日	24	25	26	27	28	29	30

**Q 2 平日は仕事を休めないで、すべて土日で参加したい。**

A 参加意思確認時に受講希望日を土日の日程に選択してください。ただし、定員等の都合により、ご希望に添えない日程でのご案内となる場合があります。また、保育所への見学実習については、基本的に平日に参加いただくこととなりますので、併せてご了承ください。

**Q 3 音楽・造形・言語のうち2分野を選択できるのか。**

A 音楽・造形・言語の3分野すべてについて、講義・演習を受講していただきます。

**Q 4 講習会会場は選べるのか。**

A 講習会会場は選べません。

**Q 5 参加できない回があった場合、どうなるのか。**

A すべての科目を受講していただかなければ修了認定を行うことができません。やむを得ない事情により指定された講習日に参加することができない日がある場合は、日程変更について事務局にご相談ください。なお、定員の都合等により、振替をお受けできない場合もありますのでご了承ください。

**Q 6 保育実践見学実習の参加に当たり、検査を受けた場合、結果はどのくらいでわかるのか。また検査費用はどのくらいかかるのか。**

A ・医療機関により異なりますが、検査結果が出るまでに2～3週間程度時間を要する場合があります。  
 ・検査費用についても、検査項目や医療機関により異なりますが、麻疹（はしか）抗体検査の結果、ワクチン接種（MRワクチン等）が必要になり、接種に1万円程度かかる場合があります。市町村によっては費用の一部を助成するところもありますので、希望される方は、お住まいの市町村の窓口にお問合せください。

## 6 受験票・試験結果通知書等の送付について

### (1) 筆記試験受験票

送付期間：令和6年7月11日(木)～7月16日(火)

- ▶ 筆記試験受験票が届いた時点で、氏名・生年月日・住所・受験科目・免除科目等に誤りがないか確認してください。誤りがあった場合や受験票を紛失した場合は、8月2日(金)までに試験事務局（裏表紙参照）まで連絡してください。  
※免除科目について、8月2日(金)までに申し出がない場合、誤りがあっても受け付けできません。
- ▶ 送付期間を過ぎても届かない場合は、7月31日(水)までに試験事務局（裏表紙参照）まで連絡してください。
- ▶ 筆記試験の全科目が免除される方についても受験票は送付します。
- ▶ 受験票に「再」と記載されている科目は、再受験対象になります（P10参照）。

### (2) 筆記試験結果通知書・保育実技講習会のご案内

送付期間：令和6年9月6日(金)～9月12日(木)

- ▶ 通知書が届いた時点で、氏名・生年月日・住所等に誤りがないか確認してください。誤りがあった場合や通知書を紛失した場合は、上記送付期間を過ぎても届かない場合は、9月19日(木)までに試験事務局（裏表紙参照）まで連絡してください。
- ▶ 通知書と前後して、講習会対象者にのみ参加意思を確認するための案内を別途送付させていただきますので、必ず内容を確認し、記載された所定の手続きを行うようにしてください。

### (3) 合格通知書・一部科目合格通知書、保育実技講習会修了証書

送付期間：令和7年1月10日(金)～1月17日(金)

- ・合格通知書……………神奈川県独自地域限定保育士試験に合格した方
- ・一部科目合格通知書…筆記試験で1科目以上合格した方、保育実技講習会の未修了の方
  - ▶ 筆記試験にて新たに合格した科目がなかった方については、上記通知書は送付しません。令和6年9月に送付する筆記試験結果通知書が最後の送付物となります。
  - ▶ 合格した筆記試験科目は、科目毎に合格した年を含めて3年間有効です。(合格科目免除期間延長制度については、P11～14参照)
  - ▶ 合格通知書と保育実技講習会修了証書は別々に発送されますので、お手元に到着する日が前後する場合があります。
  - ▶ 送付期間を過ぎても届かない場合は、令和7年1月21日(火)までに試験事務局（裏表紙参照）まで連絡してください。

- 筆記試験・保育実技講習会の内容、合否、正答、採点基準、採点方法等についてのお問合せには一切応じられません。
- 受験票や各通知書の未着・紛失のお問合せは、受験申請者本人からのみとします。

## 7 保育士の登録について

保育士試験合格者は、「保育士」として業務に就く場合、児童福祉法の規定に基づき、事前に「登録事務処理センター」にて保育士試験合格通知書を用いて保育士登録の手続きを行う必要があります。詳細は下記の機関へお問い合わせください。

※登録の手続きには、申請書類の受付よりおおむね2か月程度かかります。

### 保育士登録についてのお問合せ先

都道府県知事委託 保育士登録機関 登録事務処理センター

[TEL] 03-3262-1080

[URL] <https://www.nippo.or.jp/hoikushi/>



※全国保育士養成協議会 保育士試験事務センターとは別団体です。

## 8 令和6年受験申請書提出後の氏名・住所変更手続きについて

**受験申請書の提出後**、令和6年12月19日（木）までの間に、氏名・住所に変更があった場合は、同封の **様式9**「氏名・住所変更届」を試験事務局（裏表紙参照）に速やかに送付してください。

**電話やメールでの変更手続きはできません。**

- 住所変更：郵便局に転居届を提出してください。

### 【個人情報の取扱いについて】

神奈川県は、保育士試験に際し、個人情報保護法等に従って、取得した受験者の個人情報の適正な保護と利用に努めます。

- (1) 神奈川県は、受験申請の際に、氏名・生年月日・住所等の個人情報を試験業務上必要な範囲内で取得します。またこれらの情報は、試験業務を円滑に遂行するために必要な範囲内で利用します。
- (2) 受験申請の際に取得した個人情報は、事前に受験者本人の同意を得ている場合や法令に基づき許容されている範囲を除き、第三者に提供しません。なお、利用目的に必要な範囲内において神奈川県の業務を委託する場合に、業務委託先に個人情報を提供する場合がありますが、この場合においても、業務の委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。
- (3) 保有する個人情報を正確かつ最新な内容として保持するよう努めるとともに、個人情報への不正なアクセス、個人情報の漏えい、滅失、毀損等がないよう個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。
- (4) 保有する個人情報について、受験者本人から自らに関する個人情報の開示、訂正、追加、削除、利用停止等の申し出がなされた場合には、所定の手続に従い速やかに対応します。
- (5) 全国保育士養成協議会が実施する保育士試験と神奈川県が実施する保育士試験の双方において、その結果を反映させるために必要な個人情報については、(1)の事務の達成に必要な範囲内で利用します。

## 9 受験資格等詳細

### (1) 次のいずれかに該当する方は受験資格があります。

- ①学校教育法による大学に2年以上在学して62単位以上修得した者又は高等専門学校を卒業した者
- ②学校教育法による大学に1年以上在学している者であって、年度中に62単位以上修得することが見込まれる者であると当該学校の長が認めた者
- ③学校教育法による高等専門学校及び短期大学の最終学年に在学している者であって、年度中に卒業することが見込まれる者であると当該学校の長が認めた者
- ④学校教育法による高等学校(中等教育学校の後期課程を含む)の専攻科(修業年限2年以上のものに限る)又は特別支援学校の専攻科(修業年限2年以上のものに限る)を卒業した者又は当該専攻科の最終学年に在学している者であって、年度中に卒業することが見込まれる者であると当該学校の長が認めた者
- ⑤専修学校(専門学校)と各種学校について
  - (ア)学校教育法第124条及び第125条による専修学校の専門課程(修業年限2年以上のものに限る)又は第134条第1項による各種学校(同法第90条に規定する者を入学資格とするものであって、修業年限2年以上のものに限る)を卒業した者
  - (イ)(ア)に規定する当該専修学校の専門課程又は当該各種学校の最終学年に在学している者であって、年度中に卒業することが見込まれる者であると当該学校の長が認めた者
  - (ウ)平成3年3月31日以前に学校教育法第124条及び第125条による専修学校の高等課程(修業年限3年以上のものに限る)を卒業した者
- ⑥外国において、学校教育における14年以上の課程を修了した者
- ⑦学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む)又は文部科学大臣において、これと同等以上の資格を有すると認定した者であって、児童福祉施設※において、2年以上の勤務で、総勤務時間数が2,880時間以上、児童の保護に従事した者
- ⑧児童福祉施設※において、5年以上の勤務で、総勤務時間数が7,200時間以上、児童の保護に従事した者

※児童福祉施設とは、児童福祉法第7条第1項によって定められた次の12種類の施設を指します。

助産施設・乳児院・母子生活支援施設・保育所(保育所型認定こども園含む)・幼保連携型認定こども園・児童厚生施設(児童館)・児童養護施設・障害児入所施設・児童発達支援センター・児童心理治療施設・児童自立支援施設・児童家庭支援センター

(幼稚園型認定こども園及び地方裁量型認定こども園については、P31(2)-①-(ア)を参照ください。)

### (2) 次の①又は②に該当する場合は、経過措置により受験資格があります。

- ①平成3年3月31日までに学校教育法による高等学校を卒業した者(旧中学校令による中学校を卒業した者を含む)若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む)又は文部科学大臣においてこれと同等以上の資格を有すると認定した者
- ②平成8年3月31日までに学校教育法による高等学校の保育科を卒業した者

## 10 受験資格認定（知事認定）による受験について

### (1) 受験資格認定（知事認定）の手続き方法

次ページ(2)「**受験資格認定基準**」の①～③の何れかに該当する方は、神奈川県知事の認定を受け受験できます。該当する方は以下を確認のうえ、**速やかに受験資格認定（知事認定）の手続きをしてください。**

- ①勤務施設が受験資格認定基準に該当していることを施設が所在する都道府県保育主管課へ確認する。
- ②施設へ「勤務証明書」の作成を依頼し、発行された証明書を受領する。
- ③学校へ「卒業証明書」の作成を依頼し、発行された証明書を受領する。（平成3年4月以降高校卒業で、従事経験2年以上(2880時間以上)で認定を受ける方のみ）
- ④**受験資格認定申請書**（神奈川県ホームページからダウンロード）に必要事項を記入し、次の**ア～オの書類を添えて**神奈川県次世代育成課まで郵送にて提出する。
- ⑤受験資格認定の審査を行い、認められた場合は「受験資格認定証」が交付される。
- ⑥受験申請をする際は県から送付された「**受験資格認定証**」の**コピー**を添付し、受験申請を行う。

- ア ②の勤務証明書（原本）
- イ 身分証明書（免許証、保険証等）の写し
- ウ 返信用封筒（長3封筒。住所・氏名記入。84円切手貼付。）
- エ ③の卒業証明書（原本）（該当者のみ）
- オ 旧姓と現姓の両方が記載されている戸籍抄本等の公的証明書（原本）  
（証明書類の氏名が現在の氏名と異なる場合のみ）

（郵送先）

〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 神奈川県次世代育成課 子育て支援人材グループ  
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/sy8/hoiku/shiken/tijinintei.html>



## (2) 受験資格認定基準

※過去に神奈川県以外の都道府県にて知事認定を受けている受験申請者で、神奈川県知事の認定を受けていない方は、必ず神奈川県知事の認定手続きを行ってください。

- ① 学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校を卒業した者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む)又は文部科学大臣においてこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、以下に掲げる(ア)～(セ)の施設等において、2年以上かつ2,880時間以上児童等の保護又は援護に従事した者
- (ア)認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)第2条第6項に規定する認定こども園)
- (イ)幼稚園(学校教育法第1条に規定する幼稚園(特別支援学校幼稚部を含む))
- (ウ)家庭的保育事業(児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業)
- (エ)小規模保育事業(児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業)
- (オ)居宅訪問型保育事業(児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業)
- (カ)事業所内保育事業(児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業)
- ※上記(エ)、(オ)、(カ)については、平成27年度からの新規事業のため、各事業所の勤務対象期間は平成27年4月以降の認可日からなります。それ以前の勤務期間が対象期間(対象施設)になるかは、施設が所在する都道府県・政令市・中核市の保育主管課に確認してください。
- (キ)放課後児童健全育成事業(児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業)
- (ク)一時預かり事業(児童福祉法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業)
- (ケ)離島その他の地域において特例保育(子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育)を実施する施設(旧へき地保育所)
- (コ)小規模住居型児童養育事業(児童福祉法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業)
- (サ)障害児通所支援事業(児童福祉法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業※)
- ※放課後等デイサービス・児童発達支援のみ
- (シ)一時保護施設(児童福祉法第12条の4に規定する一時保護施設)
- (ス)18歳未満の者が半数以上入所する次に掲げる施設等
- a: 障害者支援施設(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に規定する障害者支援施設)
- b: 指定障害福祉サービス事業所(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する指定障害福祉サービス事業所(生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る))
- (セ)児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって同法第34条の15第2項若しくは同法第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもの(認可外保育施設)のうち、次に掲げるもの
- a: 児童福祉法第59条の2の規定により届出をした施設
- b: 上記 a に掲げるもののほか、都道府県等が事業の届出をするものと定めた施設であって、当該届出をした施設
- c: 児童福祉法施行規則第49条の2第3号に規定する幼稚園併設型認可外保育施設
- d: 国、都道府県又は市町村が設置する児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設
- ② 上記①に掲げる施設等において5年以上かつ7,200時間以上児童等の保護又は援護に従事した者
- ③ P29の9(1)の①～⑥に準ずる者
- (注)法令等の改正により、根拠規定が変更になっている場合でも、これまで対象となっていた施設・事業に従事していた期間は、引き続き従事期間として算定して差し支えない。

本手引きをご覧になっても不明点のある方は、神奈川県次世代育成課にお問い合わせください。(裏表紙参照)



### 3 質問する

#### 1 受験資格について (P7~8及びP29~31参照)

<b>Q 1</b> 保育士試験を受験するのに年齢の上限はあるか。
A ありません。受験資格を満たしている方であればどなたでも受験できます。
<b>Q 2</b> 4年制大学を中退した場合、受験資格はあるか。
A 学校教育法による4年制大学に満2年以上在学し、かつ62単位以上修得済であれば受験資格があります。
<b>Q 3</b> 短期大学に満2年以上在学し、かつ62単位以上修得して中退した場合、受験資格はあるか。
A 神奈川県次世代育成課までお電話にてお問い合わせください。
<b>Q 4</b> 専門学校卒業の場合、受験資格はあるか。
A 以下の2つの条件がどちらも満たされている場合、保育士とは関係のない学校でも受験資格があります。 (1) 学校教育法に基づいた専修学校であること。 (2) 修業年限2年以上の専門課程を卒業していること。 又は平成3年3月31日以前に修業年限3年以上の高等課程を卒業していること。
<b>Q 5</b> 高等学校卒業の場合、受験資格はあるか。
A 高等学校卒業(又は旧大検の合格)が平成3年3月31日以前であれば、受験資格があります。 ※平成3年4月1日から受験資格が短期大学卒業程度に引き上げられたことによる経過措置で、平成3年3月31日以前に卒業された方は受験資格を有することとしています。高等学校保育科の場合は、平成8年3月31日以前の卒業で受験資格があります。  平成3年4月1日以降(保育科の場合は平成8年4月1日以降)の高等学校卒業が最終学歴の場合、児童福祉施設において2年以上の勤務で、総勤務時間数が2,880時間以上を <u>受験申請の時点で満たした場合</u> 、受験資格があります。
<b>Q 6</b> 学校教育法に規定する学校以外(大学校等)、あるいは海外の学校を卒業した場合、受験資格はあるか。
A 受験資格として認められない場合がありますので、神奈川県次世代育成課までお問い合わせください。
<b>Q 7</b> 学童保育(放課後児童クラブ)に勤務しているが、受験資格の勤務経験に該当するか。
A 勤務先が下記の対象事業に該当し、P31(2)①又は②に記載の勤務年数、総勤務時間数をともに満たしている場合、 <u>神奈川県への受験資格認定手続きを行い、認定が下りれば受験できます。</u> 勤務先が下記の対象事業に該当するかについては、事業を実施している各自治体(市区町村)にお問い合わせください。該当する場合は、受験申請前に神奈川県次世代育成課まで連絡してください。 対象事業：児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業
<b>Q 8</b> 認可外保育施設に勤務しているが、受験資格の勤務経験に該当するか。
A 勤務先がP31(2)の①(セ)の条件に該当し、P31(2)の①又は②に記載の勤務年数、総勤務時間数をともに満たしている場合、 <u>神奈川県への受験資格認定手続き(P30の10(1)参照)を行い、認定されれば受験できます。</u> 勤務先がP31(2)の①(セ)の条件に該当するかについては、勤務先施設又は施設所在の都道府県・政令市・中核市の保育主管課にお問い合わせください。

## 2 受験申請時の必要書類について

<b>Q9</b> 卒業証明書はどこでもらえるか。
A 卒業した学校に発行を依頼してください。(卒業証書ではありません。) ※専門学校を卒業した方は、同封の様式6「専修学校卒業(見込)証明書」を、専修学校(高等課程)、高等学校専攻科は、同封の様式7「卒業(見込)証明書」を使用してください。
<b>Q10</b> 旧姓と現姓の両方が記載されている公印のある戸籍抄本等の原本は、どんな場合に必要になるか。
A 必要書類の中で、記載されている姓がひとつでも現姓と異なるものがある場合は、 <u>必要です</u> 。ただし、必要書類が一部科目合格通知書(又は筆記試験結果通知書)のコピーのみ旧姓の場合は <u>不要です</u> 。
<b>Q11</b> 卒業した学校が廃校になってしまった場合、どうすればよいか。
A 事務手続きを引き継いでいる窓口若しくは学校が所在していた都道府県庁にお問い合わせください。(大学・短期大学の場合は、文部科学省にお問い合わせください。)
<b>Q12</b> 最終学歴は大学中退だが、その前に専修学校を卒業している。受験申請時は大学の証明書を提出するのか。
A 大学において満2年以上在学かつ62単位以上修得済であれば様式5「在学期間・単位修得証明書」を提出してください。前述の条件を満たしていない場合、条件を満たす専修学校の卒業であれば、様式6「専修学校卒業(見込)証明書」を提出してください。(Q4を参照)
<b>Q13</b> 昨年初めての受験で、受験申請時に卒業証明書を提出したが、今年も必要か。
A 不要です。一部科目合格通知書又は筆記試験結果通知書のコピーを提出してください。合格科目の免除申請については、P9～14を参照してください。
<b>Q14</b> 昨年の受験申請時に幼稚園教諭免許状のコピーを提出したが、今年も必要か。
A 不要です。受験申請書に「管理ID」を記入し、平成28年以降のいずれかの年の筆記試験結果通知書等のコピーを提出してください。(P9～10参照)

## 3 免除・一部科目合格の有効期間について

<b>Q15</b> 「教育原理」又は「社会的養護」の片方を6割以上得点したので、次の試験では、もう片方の科目だけ受験すればよいか。
A 同一試験にて両科目とも6割以上得点しないと合格にならないので、「教育原理」、「社会的養護」ともに受験が必要となります。
<b>Q16</b> 学校で筆記試験と同じ科目を修得したが、免除されるか。
A 以下に該当しない場合、学校で履修しているだけでは免除にはなりません。 ・幼稚園教諭免許状所有者はP15～20参照。 ・社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士の資格所有者はP21～22参照。
<b>Q17</b> 小学校教諭免許・看護師資格等を持っているが、免除になる科目はあるか。
A ありません。免除の対象となるのは、幼稚園教諭免許状所有者及び社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士のいずれかの資格所有者です。
<b>Q18</b> 今年合格した筆記試験科目については、有効期限はあるか。
A あります。科目毎に合格した年を含めて3年間有効です。 例) 令和6年に合格した場合・・・令和7年、令和8年の試験で免除有効 また、保育所・幼稚園等の対象施設において、対象期間内に一定の勤務時間及び勤務時間、児童等の保護又は援護もしくは幼児の教育(保育)に直接従事した場合、免除期間がさらに最長2年間(令和10年の試験まで)延長することができます。(P11～14を参照)

#### 4 幼稚園教諭免許所有者保育士試験免除科目専修者について (P15～16参照)

<b>Q19</b> 「指定保育士養成施設」とはなにか。
A 都道府県知事が指定する保育士を養成する学校その他の施設のことです。(児童福祉法第18条の6第1号に規定)
<b>Q20</b> 自分が卒業した学校が指定保育士養成施設かわからない。
A 卒業した学校に確認してください。
<b>Q21</b> 昨年、幼稚園教諭免許状のコピーと幼稚園教諭免許所有者保育士試験免除科目専修証明書を提出したが、今年も両方必要か。
A 不要です。 ※平成28年～令和5年に受験申請した方はP9～10参照
<b>Q22</b> 在学中に、指定保育士養成施設に指定された場合はどうなるか。
A 指定を受けた後に修得した教科目については、対象となります。詳しくは学校に確認してください。
<b>Q23</b> 幼稚園教諭免許状取得見込みの場合、免除対象となるか。
A なりません。ただし、免許状取得後であれば、免許状取得以前に修得した教科目も対象になります。
<b>Q24</b> すでに何科目か合格しているが、残りの科目を指定保育士養成施設で修得したら、全科目合格となるか。
A 筆記試験科目の合格有効期限内に必要な書類を添付し、受験申請期間に免除申請をすれば、全科目免除で合格となります。 なお、神奈川県独自地域限定保育士試験においては、幼稚園教諭免許状所有者で筆記試験の全科目が免除になる方については試験の対象者とはしません。該当の方で受験申請される方は、全国試験の実施機関である全国保育士養成協議会にお問い合わせください。

#### 5 その他

<b>Q25</b> 一部科目合格通知書又は筆記試験結果通知書を紛失したが、免除申請するにはどうすればよいか。
A 同封の様式1「通知書紛失等届」を受験申請書送付の際に、同封してください。 ※通知書の再発行を希望される場合は、全国試験の場合は、全国保育士養成協議会のホームページ「保育士試験Q&A」にて『一部科目合格通知書再交付願』を印刷し、必要事項を記入のうえ、全国保育士養成協議会に提出して再発行依頼をしてください。
<b>Q26</b> 昨年、一部科目合格通知書が届いた後に転居(又は改姓)をした場合、受験申請の際に何か手続きは必要か。
A 不要です。受験申請書には現住所(又は現姓)を記入してください。
<b>Q27</b> 受験申請書提出後に住所または氏名に変更があった。
A P28の8を参照してください。
<b>Q28</b> 受験対策の講習会はどこで開催されているか。
A 神奈川県では、保育士試験に向けての講座は実施しておりません。 なお、自治体によっては、保育士試験対策講座を実施する場合があります。
<b>Q29</b> 受験申請書が届いているか、確認はしてもらえるか。
A 神奈川県では、到着確認は行っておりません。「書留・特定記録郵便物等受領証」をもとに郵便局の「郵便追跡サービス」にて確認をしてください。

**Q30** 科目改正前の参考書等を使用しても大丈夫か。

A 改正後の試験科目に対応しているかは参考書等の出版元へお問い合わせください。神奈川県次世代育成課では参考書等の出版及び入手方法の案内は一切行っておりません。

**Q31** 児童福祉施設とはなにか。

A 児童福祉法第7条第1項によって定められた次の12種類の施設を指します。  
助産施設・乳児院・母子生活支援施設・保育所(保育所型認定こども園含む)・幼保連携型認定こども園・児童厚生施設(児童館)・児童養護施設・障害児入所施設・児童発達支援センター・児童心理治療施設・児童自立支援施設・児童家庭支援センター  
※幼稚園型若しくは地方裁量型認定こども園、小規模保育事業、放課後等デイサービス等の受験資格認定基準(P31(2)参照)に該当する施設については都道府県への受験資格認定(知事認定)を事前に行う必要がありますので、受験申請前に必ず神奈川県次世代育成課へ連絡してください。

**Q32** 以前、神奈川県以外で受験資格認定(知事認定)を受けて全国試験を受験したが、神奈川県独自地域限定保育士試験を受験する場合には、改めて認定申請が必要か。

A 必要です。  
受験資格認定は、各都道府県の知事が行うため、過去に神奈川県知事からの認定を受けていない場合には、改めて神奈川県へ受験資格認定の申請を行う必要があります。(P30~31を参照)認定を受けずに受験された場合、合格科目等の受験結果が無効になる可能性があるため、必ず受験申請前に神奈川県へ認定申請を行ってください。

※ ここに記載されていない質問や地域限定保育士試験に関する質問が、全国保育士養成協議会ホームページ「保育士試験Q&A」に掲載されていますので、併せてご確認ください。

(<https://www.hoyokyo.or.jp/exam/qa/>)



# MEMO

# MEMO

## 全国試験や保育士登録に関するお問合せについて

### ■全国試験（前期・後期）に関すること

保育士試験指定試験機関

一般社団法人 全国保育士養成協議会 保育士試験事務センター

電話 0120-4194-82 月曜日～金曜日（祝日除く）

午前9時30分～午後5時30分

URL <https://www.hoyokyo.or.jp/exam/>



### ■保育士登録に関すること

（試験合格後に必要となる手続きに関すること）

都道府県知事委託 保育士登録機関

登録事務処理センター（社会福祉法人 日本保育協会）

電話 03-3262-1080 月曜日～金曜日（祝日除く）

午前9時00分～午後5時00分

URL <https://www.nippo.or.jp/hoikushi/>



## 試験事務局へのお問合せについて

- **筆記試験、受験申請の手引きの発送、受験申請書の提出に関すること**  
(受験票・筆記試験結果通知書・合格通知書の発送に関すること、住所氏名等変更に関すること)

日本電子計算株式会社 産業事業部

〒102-8235 東京都千代田区九段南 1-3-1

電話 03-6633-8985

FAX 03-5321-7190

※問い合わせは9月30日(月)まで

月曜日～土曜日の午前9時00分～午後5時15分(祝日除く)

※日本電子計算株式会社は神奈川県指定を受けた試験実施機関です。

- **その他**

(受験資格認定、認可外保育施設証明等に関すること)

神奈川県次世代育成課 子育て支援人材グループ

〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通 1

電話 045-285-0341

月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日除く)

- 注意1 お問合せは受験者本人からのみとします
- 注意2 お問合せの前に必ず本手引きの「質問する」(P32～35)をよくお読みください
- 注意3 筆記試験や保育実技講習会の内容、合否、正答、採点基準、採点方法等についてのお問合せには一切応じられません